

宝塚市パークマネジメント 計画等審議会

第5回審議会 資料説明

日時 令和7年6月30日（月）
午前10時～
宝塚市役所 4F 政策会議室

本日の流れ

1. 開会

2. 議題

● 第5回審議会における到達目標（資料1、2）

【報告事項】

- ① 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況（資料1）

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容、概要版の素案
（資料1、3-1、3-2、3-3、3-4）
- ③ 街路樹管理計画の素案（資料1、4-1、4-2）

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の修正（資料1、5）
- ⑤ 開発協力金制度の進捗（資料1）
- ⑥ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認
（資料1）

3. 閉会

第5回審議会における到達目標

(資料1、2)

今回の到達目標

■審議のポイント

- ・ 今回の審議会における全体的な流れ、今後の審議会等の予定の確認
- ・ 報告事項、主要審議事項、関連事項における各到達目標の確認

今後の審議会・部会における審議・検討の流れ（案）

資料2

状況		開催済み		今回	開催予定(第5部会以降の各会議の開催時期は現時点での見通し)					
会議	開催時期	令和5、6年度	6月2日	6月30日	8月中旬	9月中旬	11月中旬	12月中旬	2月中旬	3月中旬
	審議会 部会	審議会4回 部会3回	第4回部会	第5回審議会	第5回部会	第6回審議会	第6回部会	第7回審議会	第7回部会	第8回審議会
会議の内容		②～⑧について審議・確認等を実施		・パークマネジメント計画及び概要版(案)の審議 ・公園区計画作成の進捗報告 ・街路樹管理計画(案)の審議 ・シビックゾーン進捗の報告 ・都市計画公園見直しガイドライン素案修正方針等の確認 ・開発提供公園のあり方検討の進捗の報告	・パークマネジメント計画及び概要版(案)の確定 ・公園区計画の作成状況の確認 ・街路樹管理計画(案)及び概要版の確定 ・シビックゾーン進捗の報告 ・都市計画公園見直しガイドライン修正案の確認 ・開発提供公園のあり方検討の進捗の報告		・公園区計画の作成状況の確認 ・民活導入手法(案)の確認 ・包括管理委託事業の確認 ・桜の園基本方針の検討内容の確認		・パークマネジメント計画及び概要版(案)の審議 ・街路樹管理計画の審議 ・公園区計画の作成状況の確認 ・都市計画公園見直しガイドラインの報告	
①パブリックコメント(パークマネジメント計画、街路樹管理計画)※意見募集の実施は2026年1月予定(1か月間程度)					パブコメ(案)の確認	パブコメ(案)の確認			パブコメ結果の報告	パブコメ結果の報告
②パークマネジメント計画の成案化		パークマネジメント計画(素案)の審議	計画案の修正内容の検討	計画案の修正内容の審議	計画案の確認	計画案の確認			パブコメを踏まえた計画の検討	パブコメを踏まえた計画の審議
③街路樹管理計画の成案化		街路樹管理計画(素案)の審議	計画案の内容の検討	計画案の内容の審議	計画案の確認	計画案の確認			パブコメを踏まえた計画の検討	パブコメを踏まえた計画の審議
④公園区計画の作成等		公園区計画の目的や作成方法等の確認	地域の協力状況に関する報告	地域の協力状況、今後の予定等の報告	公園区計画の作成状況の確認	公園区計画の作成状況の確認	公園区計画の作成状況の確認	公園区計画の作成状況の確認	公園区計画の作成状況の確認	公園区計画の作成状況の確認
⑤シビックゾーン魅力向上に向けたPark-PFI等民間活力導入手法の検討※対話は7月中下旬に実施予定		サウンディングの実施方針、配布資料等の確認	サウンディングの実施状況の報告	サウンディングの実施状況の報告	サウンディング結果の報告	サウンディング結果の報告	民活導入手法(案)の検討	民活導入手法(案)の確認		
⑥都市計画公園見直しガイドライン(案)の作成		ガイドライン素案の構成等の確認	ガイドライン素案の修正方針等の確認	ガイドライン素案の修正方針等の確認	ガイドライン修正案の確認	ガイドライン修正案の確認			ガイドラインの報告(予定)	ガイドラインの報告(予定)
⑦開発提供公園のあり方や公園開発協力金制度の検討		提供公園のあり方等の確認	開発協力金制度進捗の報告	開発協力金制度進捗の報告	条例改正案の確認	条例改正案の確認				
⑧公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討		包括管理委託の検討目的等の確認					包括管理委託事業案の確認	包括管理委託事業案の確認		
⑨桜の園基本方針							検討内容の確認	検討内容の確認		5

今回の到達目標について

	項目	資料の概要	到達目標のイメージ
報告事項	公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況	先行的な公園区計画作成に取り組む地区の選定状況、今後の予定 など	公園区計画作成への先行協力地区の選考経緯、今後の予定について確認
	「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容	パークマネジメント計画（素案）の修正内容	従前の審議会、部会等におけるご意見を受けた修正内容について審議
審議事項	街路樹管理計画の素案	街路樹管理の整備基準、維持管理基準、街路樹の再整備と事業実施効果 など	前回の審議会におけるご意見を受けた修正内容について審議 街路樹の整備、維持管理基準等について審議
	都市計画公園見直しガイドライン素案の修正	ガイドライン素案修正の方向性	ガイドライン素案修正の方向性について確認
関連事項	開発協力金制度の進捗	これまでの経緯と今後の予定	開発協力金制度の検討経緯と今後の予定について確認
	シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認	サウンディングの実施状況	サウンディングの実施状況について確認

【報告事項】

**① 公園区計画の作成に向けた
まちづくり協議会との調整状況**

(資料1)

① 公園区計画の作成に向けた まちづくり協議会との調整状況

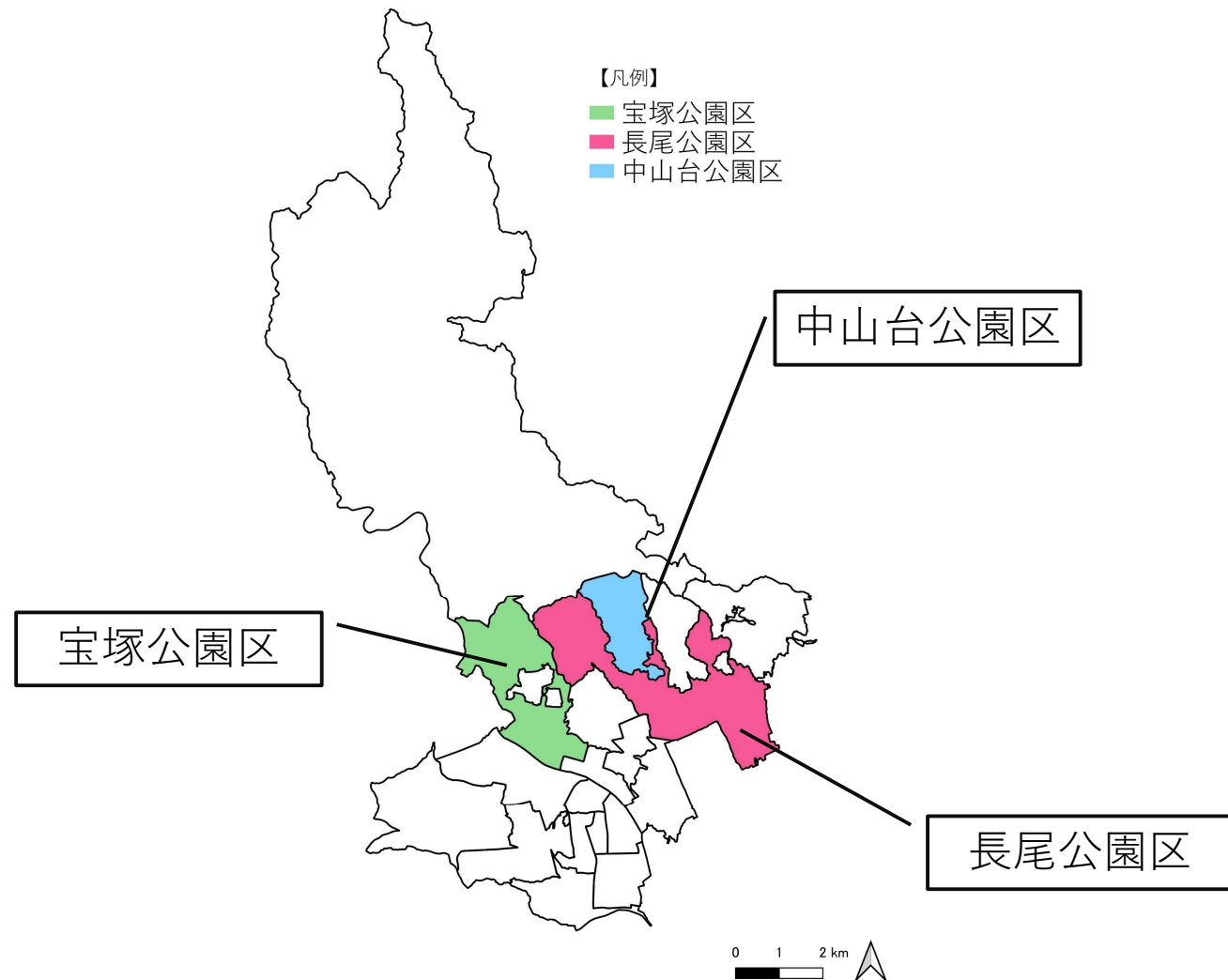
1) これまでの経緯

- 2024年9月11日 令和6年度第5回まちづくり協議会代表者交流会
モデル地区による公園区計画の先行検討について、地区選定の考え方や候補地区について説明を実施。選定の経緯や方法について異論が相次ぐ。
- 2024年11月10日～12月21日 各まちづくり協議会への個別説明（全20地区）
各まちづくり協議会への個別説明を行い、公園区計画の概要やモデル地区検証の考え方、地区選定の方法等について説明、質疑応答を実施。
- 2025年1月8日 令和6年度第7回まちづくり協議会代表者交流会
代表者交流会や各協議会個別説明においていただいたご意見を踏まえ、取組の見直しを行うことを説明。
- 2025年3月12日 令和6年度第9回まちづくり協議会代表者交流会
今後の対応方針と公園区計画の作成方法等について説明を実施。先行的に公園区計画の作成に取り組む地区として挙手いただけるか確認を行う調査票を配布。
※調査票の提出期限である4月25日までに、6地区から「挙手する」との回答を得る。
（挙手した地区：逆瀬台、宝塚、安倉、中山台、西山、長尾の6地区）
- 2025年5月14日 令和7年度第2回まちづくり協議会代表者交流会
挙手いただいた地区6地区を対象に抽選を実施し、3地区を選定。
（選定した地区：宝塚、中山台、長尾の3地区）
- 2025年6月5日 先行協力地区のまちづくり協議会代表者との協議
先行協力地区のまちづくり協議会代表者と、意向の確認や今後の進め方について
意見交換を実施。

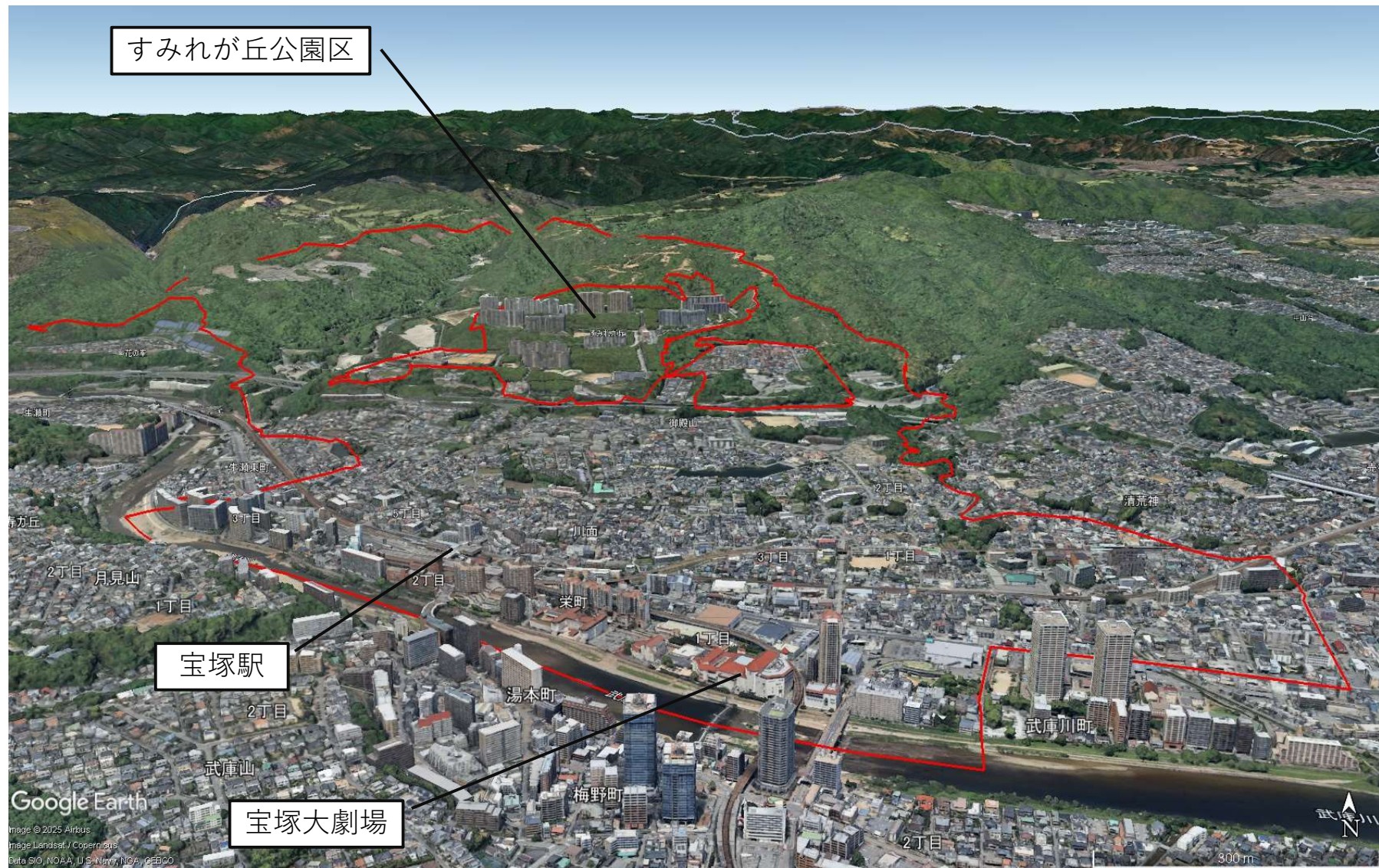
2) 今後の予定

- 先行協力地区のまちづくり協議会及び自治会長との意見交換を実施。ワークショップ等の開催方法、子ども・子育て層等の参画促進などについて意見交換を行う。
- ワークショップを開催する場合、初回は8月以降に開催し、以後、2か月に1回程度のペースで4～5回開催し、来年4月をめどに公園区計画の作成を進める。
- ワークショップ以外に、適宜情報提供や助言等を実施予定。
(※計画作成に取り組む全地区対象)

先行的な公園区計画の作成に協力いただく 地区（宝塚、長尾、中山台）の概要

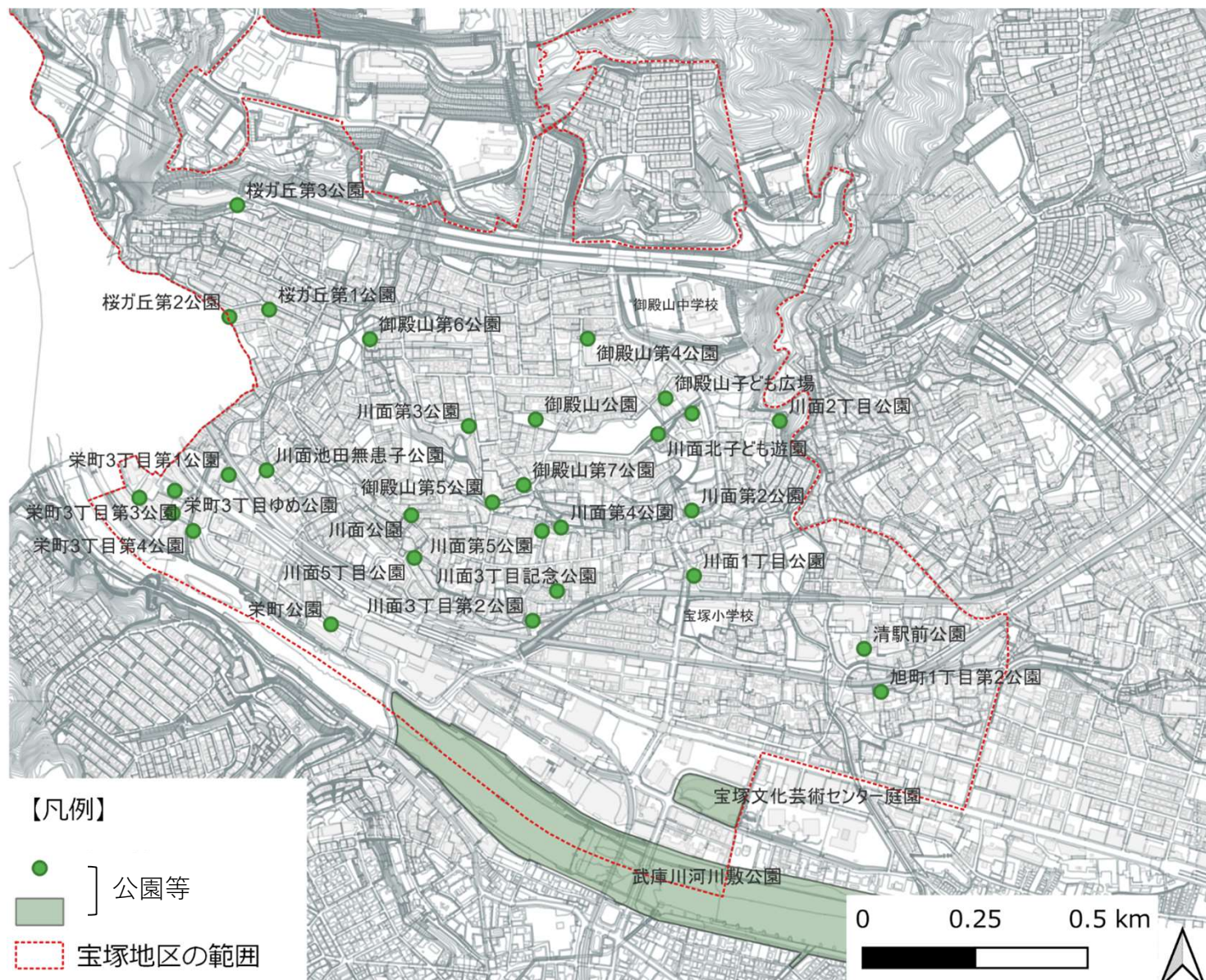


宝塚公園区の概要



出所：Google Earth

■公園等の配置図



- 宝塚駅周辺の中心市街地に位置していて、武庫川沿いのエリアにはマンション等の集合住宅が立ち並び、山裾に近いエリアには戸建て住宅が広がっている。
- 人口構成は、市全体と比べ、65歳以上人口の比率（26.0%）がやや低い。
- 公園等の構成のうち、面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（62.5%）が高い。
- 人口一人当たりの公園等面積（1.53㎡/人）は、市全体と比べて少ない。

■人口構成

（2024年現在）

	地区の総人口	0~14歳	15~64歳	65歳以上
人口	17,561	2,168	10,820	4,573
人口比率	100.0%	12.4%	61.6%	26.0%
市全体	100.0%	12.2%	58.9%	28.9%

■公園等の構成

【面積規模別の構成】

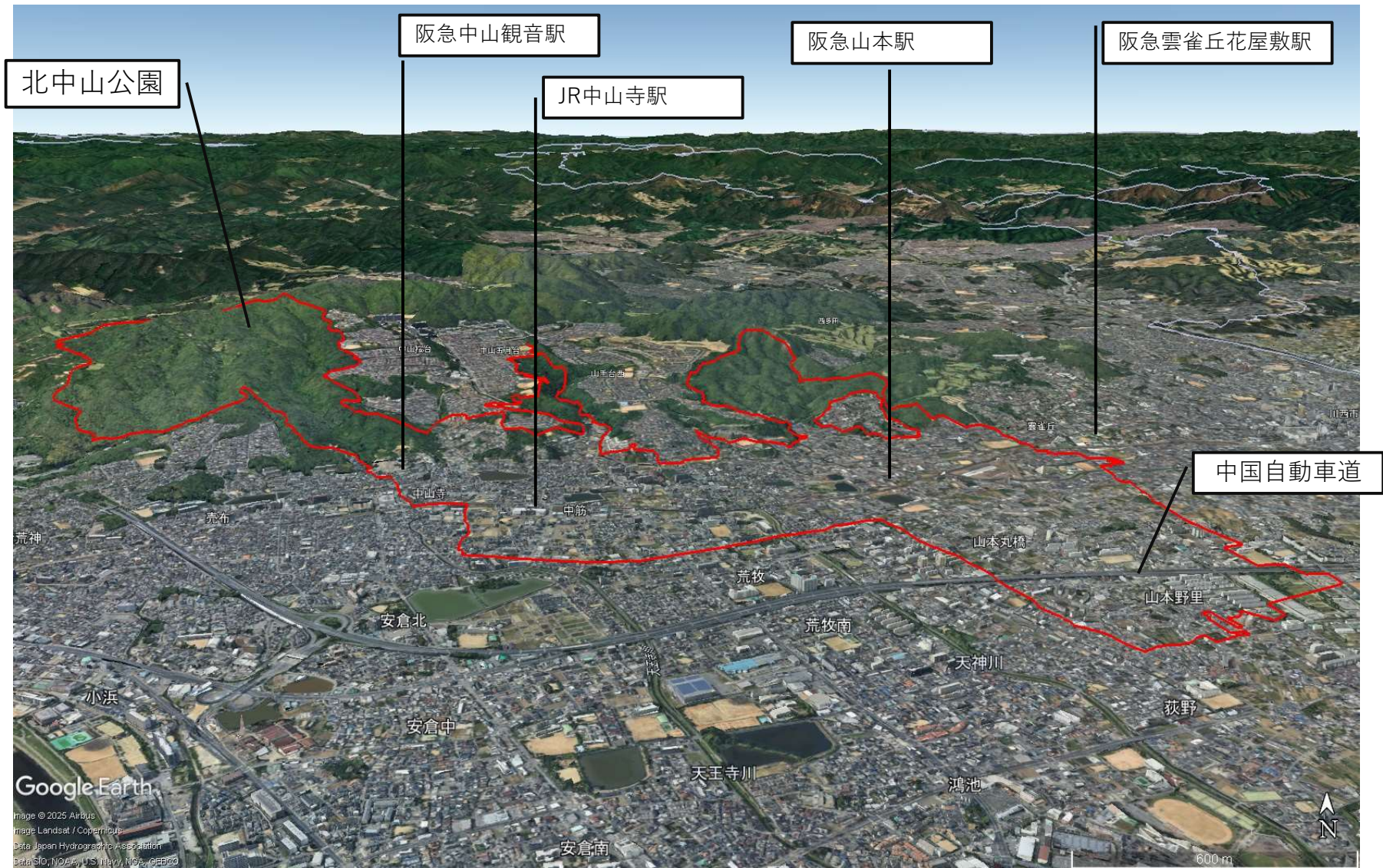
（2024年現在）

面積規模	宝塚公園区		市全体
	箇所数	構成割合	
500㎡未満	20	62.5%	46.4%
500-1000㎡	8	25.0%	18.9%
1000-2500㎡	0	0.0%	20.8%
2500-5000㎡	3	9.4%	6.8%
5000-10000㎡	1	3.1%	2.5%
10000㎡以上	0	0.0%	4.6%
総計	32	100.0%	100%

■地区人口一人当たりの公園等面積

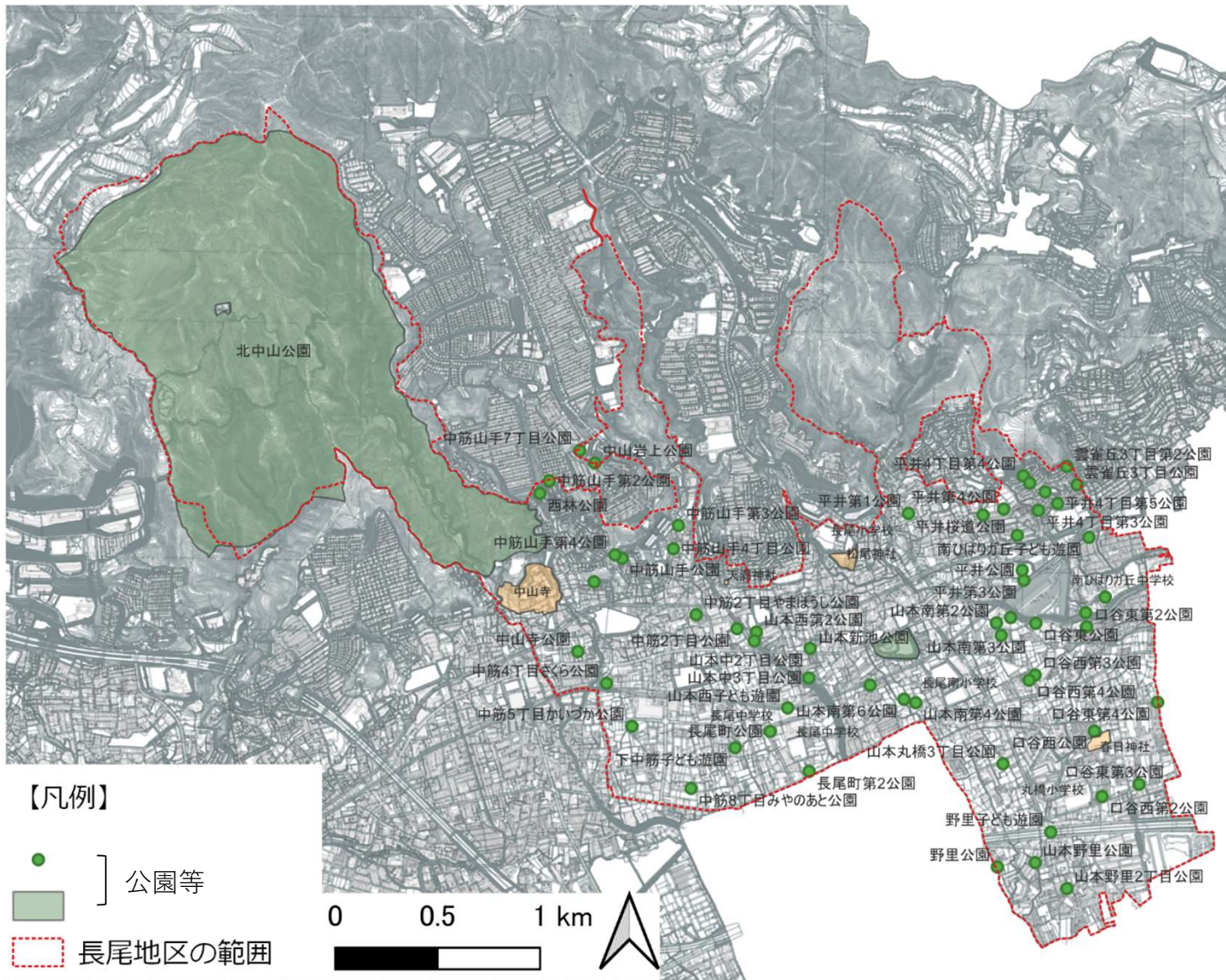
公園等の合計面積㎡	一人当り面積（㎡/人）
26,949.4	1.53
（市全体平均）	5.83

長尾公園区の概要



出所：Google Earth

■公園等の配置図



- 長尾、長尾南、丸橋の3つの小学校区で構成された広い公園区で、農地の宅地化が進んでいるが、地区内には依然として「生産緑地」に指定された畑が多く残されている。
- 人口構成は、市全体と比べ、0～14歳人口の比率（14.0%）がやや高く、65歳以上人口の比率（21.7%）が低い。
- 公園等の面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（58.6%）が高い。
- 人口一人当たりの公園等面積（5.96㎡/人）は、市全体と比べてやや多い。

■人口構成

（2024年現在）

	地区の総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	38,646	5,403	24,848	8,395
人口比率	100.0%	14.0%	64.3%	21.7%
市全体	100.0%	12.2%	58.9%	28.9%

■公園等の構成

【面積規模別の構成】

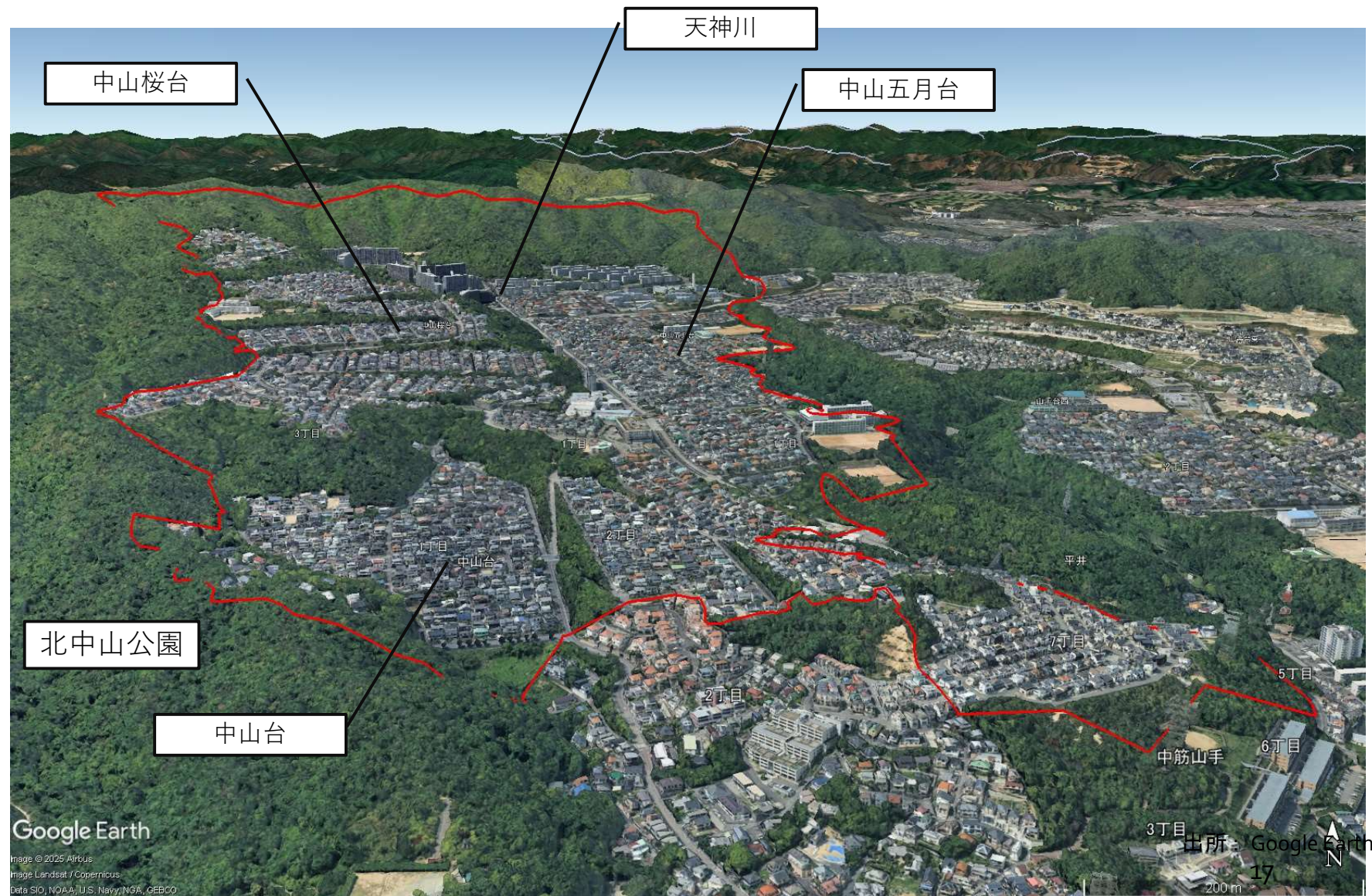
（2024年現在）

面積規模	長尾公園区		市全体
	箇所数	構成割合	
500㎡未満	34	58.6%	46.4%
500-1000㎡	8	13.8%	18.9%
1000-2500㎡	12	20.7%	20.8%
2500-5000㎡	1	1.7%	6.8%
5000-10000㎡	1	1.7%	2.5%
10000㎡以上	2	3.4%	4.6%
総計	58	100.0%	100%

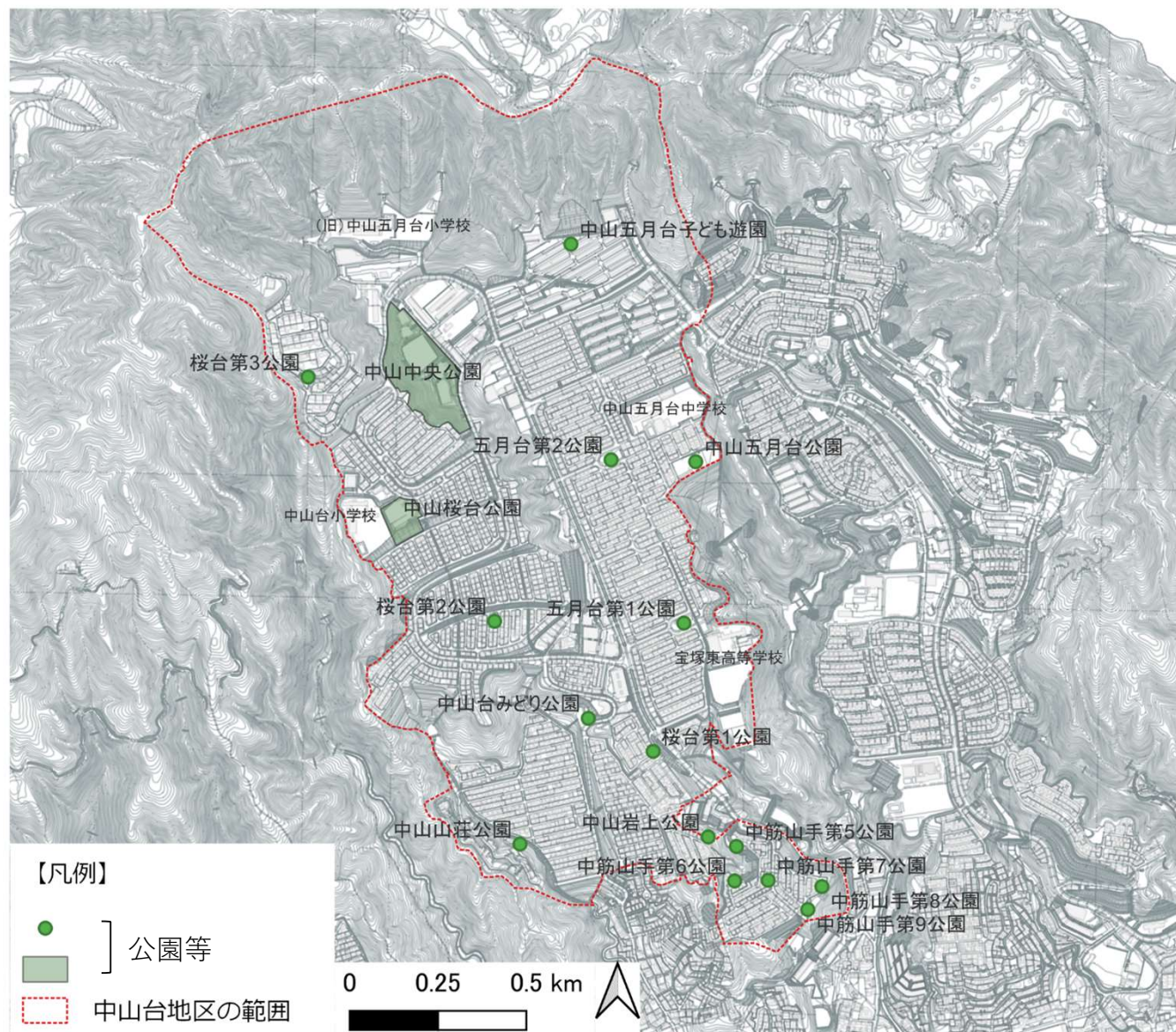
■地区人口一人当たりの公園等面積

公園の合計面積㎡	一人当たり面積（㎡/人）
230,476.1	5.96
（市全体平均）	5.83

中山台公園区の概要



■公園等の配置図



- 中山の南斜面に、昭和40年代以降に開発された大規模な計画的住宅地で、地域には高低差があり、上下の移動が住民の負担になりやすい地域である。
- 人口構成は、市全体と比べ、0～14歳人口の比率（9.9％）が低く、65歳以上人口の比率（41.2％）が高い。
- 公園等の面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（35.3％）が低く、1000-2500㎡の公園等の割合（35.3％）が高い。
- 人口一人当たりの公園面積（6.05㎡/人）は、市全体と比べてやや多い。

■人口構成

（2024年現在）

	地区の総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	12,762	1,263	6,236	5,263
人口比率	100.0%	9.9%	48.9%	41.2%
市全体	100.0%	12.2%	58.9%	28.9%

■公園等の構成

【面積規模別の構成】

（2024年現在）

面積規模	中山台公園区		市全体
	箇所数	構成割合	
500㎡未満	6	35.3%	46.4%
500-1000㎡	2	11.8%	18.9%
1000-2500㎡	6	35.3%	20.8%
2500-5000㎡	0	0.0%	6.8%
5000-10000㎡	1	5.9%	2.5%
10000㎡以上	2	11.8%	4.6%
総計	17	100.0%	100%

■地区人口一人当たりの公園等面積

公園の合計面積㎡	一人当たり面積（㎡/人）
77,272.0	6.05
（市全体平均）	5.83

各地区の概要

宝塚公園区

- 宝塚駅周辺の中心市街地に位置していて、武庫川沿いのエリアにはマンション等の集合住宅が立ち並び、山裾に近いエリアには戸建て住宅が広がっている。
- 人口構成は、市全体と比べ、65歳以上人口の比率（26.0%）がやや高い。
- 公園等の構成のうち、面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（62.5%）が高い。
- 人口一人当りの公園等面積（1.53㎡/人）は、市全体と比べて少ない。

長尾公園区

- 長尾、長尾南、丸橋の3つの小学校区で構成された広い公園区で、農地の宅地化が進んでいるが、地区内には依然として「生産緑地」に指定された畑が多く残されている。
- 人口構成は、市全体と比べ、0～14歳人口の比率（14.0%）がやや高く、65歳以上人口の比率（21.7%）が低い。
- 公園等の面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（58.6%）が高い。
- 人口一人当りの公園等面積（5.96㎡/人）は、市全体と比べてやや多い。

中山台公園区

- 中山の南斜面に、昭和40年代以降に開発された大規模な計画的住宅地で、地域には高低差があり、上下の移動が住民の負担になりやすい地域である。
- 人口構成は、市全体と比べ、0～14歳人口の比率（9.9%）が低く、65歳以上人口の比率（41.2%）が高い。
- 公園等の面積規模別の構成では、市全体と比べ、500㎡未満の公園等の割合（35.3%）が低く、1000-2500㎡の公園等の割合（35.3%）が高い。
- 人口一人当りの公園面積（6.05㎡/人）は、市全体と比べてやや多い。

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」 （素案） の修正内容
- ③ 街路樹管理計画の素案

② 「パークマネジメント計画」 （素案） の修正内容

資料 1、 3 -1、 3-2、 3-3、 3-4

■第4回審議会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《公園区計画への現役世代や子どもの参加》

- 現役世代や子どもの参加を促すというのは取組方針としてはよいが、現実には、現役世代も子どもも地域の取組に関心を持つ人が少ない。現役世代や子どもの参加を促していくには、まちづくり協議会と丁寧に調整していかないといけないのではないかな。
- 地域には子ども会やスポーツ団体の団体もある。公園緑地のイメージに近い団体だけではなく、子ども会など多様な団体にアプローチし、どれだけの団体から関心を持ってもらった等の情報整理をしていくとよいのではないかな。
- 中学校の部活に地域の人材が参加するようになっている。公園の利活用にも、ファシリテーター等の参加が重要ではないかな。
- 加古川市では市が地域コーディネーターを抱え、地域連携の取組を支援している。今後、こうした制度を整えていくことも成果の一つになるのではないかな。

《誤字の修正》

- P15、16ページの「お近く」の公園、18ページの利用ルールの「導入」など修正いただきたい。

《維持管理の実情の把握》

- アドプト団体や緑化団体、シルバー団体等の分析は重要だと思う。今後、現場で維持管理に取り組んでいる実働部隊の分析も可能であれば、取り組んでもらいたい。

■第4回部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《公園等の問題と今後の基本目標等とのつながり》

- ・現状の課題を示すだけでなく、公園づくりや地域づくりの可能性を提示することが有効ではないか。

《計画づくりへの関与に関する表現》

- ・子ども達の計画づくりへの関与に関して、より主体的な関わりを促すという意味では、「参加」とするより「参画」という表現の方が適切ではないか。

《施策内容に関する表現等》

- ・施策3の名称は、「維持管理」が主、「協働」が従のように読み取れることもできる。表現について検討してほしい。
- ・「重点プロジェクト」という表現にはやや違和感がある。

■これまでにいただいたご意見への対応（概要）

会議	ご意見の要旨	パークマネジメント計画における 対応概要
第4回 審議会	現役世代や子どもの参加を促していくには、まちづくり協議会と丁寧に調整していかないといけないのではないか。	● 今後公園区計画を作成する際にまちづくり協議会と丁寧に調整していく。
	公園緑地のイメージに近い団体だけでなく多様な団体にアプローチし、関心を得られたか等の情報整理をするとよい。	● 今後、多様な団体へのアプローチ、情報の整理に努めたい。
	・公園の利活用にも、ファシリテーター等の参加が重要ではないか。 ・学校の部活の活動場所として公園を活用してもらえるといい。 ・加古川市では市が地域コーディネーターを抱え、地域連携の取組を支援している。	● 公園区計画の作成を行う際に、地域のニーズ等に対応し、具体的な検討を行う。
	誤字の指摘。P15、16 ページの「お近く」の公園、18 ページの利用ルール「導入」など修正いただきたい。	● 資料を修正する。
	今後、現場で維持管理に取り組んでいる実働部隊の分析も可能であれば、取り組んでもらいたい。	● 施策3「② 公園等の効率的・効果的な維持管理の推進」に取り組むにあたり、維持管理の現況等も踏まえ、具体的な推進方法について検討を行う。

会議	ご意見の要旨	パークマネジメント計画における 対応概要
第4回 部会	現役世代や子どもの参加を促していくには、まちづくり協議会と丁寧に調整していかないといけないのではないか。	● 今後公園区計画を作成する際にまちづくり協議会と丁寧に調整していく。
	公園緑地のイメージに近い団体だけでなく多様な団体にアプローチし、関心を得られたか等の情報整理をするとよい。	● 今後、多様な団体へのアプローチ、情報の整理に努めたい。
	・公園の利活用にも、ファシリテーター等の参加が重要ではないか。 ・学校の部活の活動場所として公園を活用してもらえるといい。 ・加古川市では市が地域コーディネーターを抱え、地域連携の取組を支援している。	● 公園区計画の作成を行う際に、地域のニーズ等に対応し、具体的な検討を行う。
	誤字の指摘。P15、16 ページの「お近く」の公園、18 ページの利用ルールの「導入」など修正いただきたい。	● 資料を修正する。
	今後、現場で維持管理に取り組んでいる実働部隊の分析も可能であれば、取り組んでもらいたい。	● 施策3「② 公園等の効率的・効果的な維持管理の推進」に取り組むにあたり、維持管理の現況等も踏まえ、具体的な推進方法について検討を行う。

審議のポイント

- パークマネジメント計画（素案）の修正内容について確認いただく

「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容

ア）主な修正内容

これまでのご意見等を踏まえ、下記の項目を中心とする修正案を作成。
うち、***** マークを付記した箇所は、第4回部会意見に対応したもの。

（1）用語の説明表の追加【資料3-1 新旧対照表No.1】

- ・冒頭に**用語の説明表を追加。**

◎用語の説明

都市公園	都市公園法、宝塚市都市公園条例にもとづき整備された公園や緑地（※）。 ※整備が行われ、市民利用があるものの宝塚市都市公園条例に告示されていない、未告示の公園も含まれます。
子ども遊園	宝塚市子ども遊園に関する規程に基づき、児童の心身が共に健やかに育成されるよう、市長が指定した市所有地以外の広場などで、都市公園と同様の利用がされています。
公園アドプト団体	自治会、老人会、子ども会等の各種地域団体で、市と管理協定を結び、地域の身近な公園の清掃や除草等の維持管理にご協力いただいている団体。
公園区	まちづくり協議会の範囲であり、その多くは小学校区の範囲と対応しています。また、地域ごとのまちづくり計画等を通じ、地域コミュニティと密接な関係がある計画の地理的単位として位置づけられています。

(2) 公園等の整備・管理等の問題に関する記載内容の見直し

【資料3-1 新旧対照表No.7～No.34、資料3-2】

- ・ 見出しの表記を「課題」から「問題」に変更。
- ・ 各項目の内容について、現状や今後の方向性等に関するものが混在していた従前のものから、問題の具体的内容を中心に明記する方向へ変更。

(3) 問題提示にとどまらず、問題を踏まえた前向きな方向性の提示 *

【資料3-1 新旧対照表No.38、資料3-2】

- ・ 第2章における課題整理を受け、第3章において、問題提示にとどまるのではなく、問題を契機に、公園等をより身近で多様に活用できる場として再構築していく、前向きな方向性を提示。

(4) 「参加」から「参画」への変更 *

【資料3-1 新旧対照表No.45、47、53～55】

- ・ 多様な主体との協働・連携について、従来の「参加」という表現から、より積極的に計画作成やその実践に取り組むことをめざす姿勢を重視する「参画」に変更。

(5) 重点プロジェクトの削除 *

【資料3-1 新旧対照表No.42～46、51、52】

- ・ 施策1「公園区計画の作成と推進」については、これまで重点プロジェクトに位置づけてきたが、もともとこの取組は上位計画である「みどりの基本計画」において重点施策として位置づけられており、類似の位置づけが重複している状況にある。
- ・ また、本来施策1は、公園区計画の作成を通じて他の各施策の基盤となる前提整理を行うものであり、「重点プロジェクト」として扱うにはそぐわない性質のものである。
- ・ こうしたことから、「重点プロジェクト」としての位置づけは削除することとする。

(6) 実施施策の整理

【資料3-1 新旧対照表No.48～50】

- ・ 施策 3「多様な主体との連携を通じた維持管理の推進」の施策内容「②公園等の効率的・効果的な維持管理の推進」について、「公園施設の老朽化対策等の効率的・効果的な維持管理手法の検討」等に修正し、従前の同「①市民協働による維持管理の促進や支援の充実」との重複を解消。
- ・ 施策 3「多様な主体との連携を通じた維持管理の推進」という表現は、本計画が目指す多様な主体と連携したまちづくりの趣旨に対し、主客が逆転している。そのため、施策名称だけでなく、その内容についても、本計画全体の趣旨を踏まえた表現へと見直し。 *

新旧対照表No.7～No.34

資料3-1

※ページ番号は新版のもの

No.	ページ 番号※	対応もと	新	旧	備考 欄
7	22	事務局修正	2) 公園等の整備・管理等の <u>問題</u>	2) 公園等の整備・管理等の <u>課題</u>	変更
8	22～23	事務局修正	(整備、管理・運営について、現状や今後の方向性等が混在していた従前のものから、問題の具体的な内容を中心に明記する方向へ変更)		
9	22	事務局修正	<u>公園等の整備・配置における地域間の不均衡</u>	<u>地域の実情に対応した公園等の整備内容の検討が重要</u>	変更
10	22	事務局修正	<u>①整備量等の地域間不均衡</u>	<u>①地域の実情等への対応</u>	変更
11	22	事務局修正	本市の公園等の整備面積は、 <u>市の目標とする人口一人当たり面積に達していません。また、地域によって一人当たり公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があります。特に、南部の市街地部では人口一人当たり公園等面積などが不足しているものの、土地利用密度の高さや市の厳しい財政状況からも新たな公園整備は容易ではありません。</u>	本市の公園等の整備面積は、 <u>市の目標とする一人当たり面積に達していませんが、今後の人口動向によってこの水準は変化していく見通しです。ただし、地域によって、人口一人当たりの公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があり、一人当たり面積が少ない地域や誘致圏に含まれていない箇所も存在します。</u>	変更
12	22	事務局修正	<u>公園等全体の箇所数の6割以上を占める小規模な公園</u>	<u>公園等の半数以上を占める小規模公園の存在</u>	変更
13	22	事務局修正	<u>②小規模な公園の問題</u>	<u>②小規模公園の見直し</u>	変更
14	22	事務局修正	本市における市街地開発の経緯や土地利用密度 <u>等</u> に起因し、1,000㎡未満の小規模な公園等が、本市の管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園等では、整備可能な施設や広場等に限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されています。	本市における市街地開発の経緯や土地利用密度 <u>などから</u> 、1,000㎡未満の小規模な公園等は、本市が管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園は、整備可能な施設や広場に限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されている一方、市域に広く散在し、維持管理の負担も少なくありません。	変更
15	22	事務局修正	長期にわたり未整備 <u>(削除)</u> の都市計画公園・緑地の存在	長期にわたり未整備 <u>状態</u> の都市計画公園・緑地の存在	削除
16	22	事務局修正	<u>③長期未整備の問題</u>	<u>③長期未整備への対応</u>	変更
17	22	事務局修正	本市には、都市計画決定されたものの整備が実現しないまま長期の時間が経過した、未整備の都市計画公園・緑地が25箇所、322.65ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も含まれ、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、本市では少子高齢化の傾向にあるほか、計画地の周辺で他の公園整備が進んでいるところがあるなど、計画決定時とは情勢が異なっている箇所もあります。	本市には、都市計画決定されたものの整備実現せず、長期間時間が経過した長期未整備の都市計画公園・緑地が16箇所、317.6ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も少なくなく、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、計画決定後の時間経過において、社会情勢の変化や周辺におけるほかの公園整備の進展など、当該公園を取り巻く環境に変化が生じている箇所もあります。	変更
18	22	事務局修正	<u>進行する公園施設や植栽の老朽化等の問題</u>	<u>公園施設の老朽が進行</u>	変更
19	22	事務局修正	<u>④施設老朽化等の問題</u>	<u>④施設老朽化対応</u>	変更
20	22	事務局修正	本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。 <u>(削除)</u> 老朽化等の進行は、事故リスクの <u>上昇</u> や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、 <u>地域の人々の利用ニーズと施設の機能に乖離が生じている可能性</u> もあります。	本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。 <u>施設の</u> 老朽化等の進行は、事故リスクの <u>向上</u> や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、 <u>周辺地域の人口減少や少子高齢化などの社会的情勢に変化が生じ、その公園等が求められる役割が整備当初と異なっている箇所</u> もあります。 31	変更
21	22	事務局修正	市民ニーズ等を十分に踏まえた公園等整備の問題	市民ニーズに示される望ましい公園像等への対応	変更

No.	ページ 番号	対応もと	新	旧	備考 欄
22	22	事務局修正	<u>⑤多様なニーズへの対応の必要性</u>	<u>⑤市民ニーズ実現</u>	変更
23	22	事務局修正	高度経済成長期以降の人口が増加する情勢では、公園等には子どもの遊び場としての機能が求められ、それに対応した画一的な整備が長年にわたり行われてきました。しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、公園等に対するニーズは多様化していて、本計画の検討に先立ち実施したアンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園、ジョギングコースや健康器具、防災機能などのニーズが示されています。こうした公園等に対する多様なニーズに対応する整備の重要性が増しています。	こどもならびに子育て層を含む市民アンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園などの望ましい公園像のほか、そうした公園像に対応し、アスレチック遊具等の特色ある遊具、グラウンドのほか、トイレ等の施設の整備についてニーズが示されています。	変更
24	23	事務局修正	子どもや子育て層以外の市民の利用が <u>限定的</u>	こども・子育て層以外市民の公園利用の <u>少なさ</u>	変更
25	23	事務局修正	<u>⑥限られた利用者層</u>	<u>⑥幅広い利用の促進</u>	変更
26	23	事務局修正	<u>ニーズに対応できない利用ルールの問題</u>	<u>地域の実情に対応した公園等の柔軟な利活用の実施</u>	変更
27	23	事務局修正	<u>⑦硬直的な利用ルール</u>	<u>⑧柔軟な利活用</u>	変更
28	23	事務局修正	公園等の利用について、原則、市内の公園等一律の利用ルールを定めています。一方で、市民向けアンケートでは、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に <u>柔軟に</u> 対応する利用ルールの <u>導入</u> を望む意見が多いことが示されています。 <u>(削除)</u>	市民向けアンケートの結果から、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に <u>(追加)</u> 対応した利用ルールの <u>導</u> を望む意見が多いことが示されています。公園利用のローカルルールは、前項において整理した多既存ストックの有効活用などを進める観点からも有益な取組になります。	変更
29	23	事務局修正	<u>市民協働の取組の持続性や参加拡大の問題</u>	<u>一部の市民の参加に留まる市民協働の取組</u>	変更
30	23	事務局修正	<u>⑧市民協働の持続性等の問題</u>	<u>⑨市民協働の支援・促進</u>	変更
31	23	事務局修正	公園アドプト団体や緑化団体は、 <u>(削除)</u> 近年、会員の高齢化や担い手の確保等の課題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られてい <u>るため</u> 、より多くの市民協働の取組への参加促進が <u>問題</u> となっています。	公園アドプト団体や緑化団体は、 <u>長年にわたり公園等で活動し、その管理の質の向上や地域コミュニティの醸成等に大きく貢献してきました。ただし、近年は</u> 会員の高齢化や担い手の確保等の課題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られてい <u>て</u> 、より多くの市民の協働の取組への参加促進が <u>課題</u> となっています。	変更
32	23	事務局修正	維持管理 <u>コスト</u> の増加と厳しい財政制約の問題	維持管理 <u>費用</u> の増加と厳しさを増す財政状況	変更
33	23	事務局修正	<u>⑨維持管理コストの増加</u>	<u>⑦効率的な維持管理</u>	変更
34	23	事務局修正	公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要なコストは増加傾向にあります。 <u>一方で、本市は厳しい財政状況にあり、将来的には少子高齢化に伴い税収が減少する可能性もあります。この結果、公園施設や公園の除草・清掃等の維持管理の予算も減少することが予想されます。</u>	公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要なコストは増加傾向にありますが、 <u>本市の厳しい財政状況から、必要な予算を十分に割り当てることは容易ではありません。こうした傾向は、今後より一層厳しさを増すことが見込まれます。</u>	変更

新旧対照表（一部本文抜粋）

公園等の整備、管理等の問題、基本目標、基本方針に関する箇所の変更点

資料3-2

新	旧
2) 公園等の整備・管理等の問題 (1) 公園等の整備について 見出しの変更 公園等の整備・配置における地域間の不均衡 ①整備量等の地域間不均衡 本市の公園等の整備面積は、<u>市の目標とする人口一人当たり面積に達していません。また、地域によって一人当たり公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があります。特に、南部の市街地部では人口一人当たり公園等面積などが不足しているものの、土地利用密度の高さや市の厳しい財政状況からも新たな公園整備は容易ではありません。</u> 見出しの変更 公園等全体の箇所数の6割以上を占める小規模な公園 ②小規模な公園の問題 本市における市街地開発の経緯や土地利用密度等^{に起因し}、1,000㎡未満の小規模な公園等が、本市の管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園等では、整備可能な施設や広場等が限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されています。 見出しの変更 長期にわたり未整備の都市計画公園・緑地の存在 ③長期未整備の問題 本市には、都市計画決定されたものの整備が実現しないまま長期の時間が経過した、未整備の都市計画公園・緑地が25箇所、322.65ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も含まれ、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、本市では少子高齢化の傾向にあるほか、計画地の周辺で他の公園整備が進んでいるところがあるなど、計画決定時とは情勢が異なっている箇所もあります。 見出しの変更 進行する公園施設や植栽の老朽化等の問題 ④施設老朽化等の問題 本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。<u>(削除)</u>老朽化等の進行は、事故リスクの上昇や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、<u>地域の人々の利用ニーズと施設の機能に乖離が生じている可能性</u>もあります。 見出しの変更 多様なニーズに対応する公園等整備の問題 ⑤多様なニーズへの対応の必要性 高度経済成長期以降の人口が増加する情勢では、公園等には子どもの遊び場としての機能が求められ、それに対応した画一的な整備が長年にわたり行われてきました。しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、公園等に対するニーズは多様化していて、本計画の検討に先立ち実施したアンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園、ジョギングコースや健康器具、防災機能などのニーズが示されています。こうした公園等に対する多様なニーズに対応する整備の重要性が増しています。	2) 公園等の整備・管理等の課題 (1) 公園等の整備について 見出しの変更 地域の実情に対応した公園等の整備内容の検討が重要 ①地域の実情等への対応 本市の公園等の整備面積は、市の目標とする一人当たり面積に達していませんが、今後の人口動向によってこの水準は変化していく見通しです。ただし、地域によって、人口一人当たりの公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があり、一人当たり面積が少ない地域や誘致圏に含まれていない箇所も存在します。 見出しの変更 公園等の半数以上を占める小規模公園の存在 ②小規模公園の見直し 本市における市街地開発の経緯や土地利用密度などから、1,000㎡未満の小規模な公園等は、本市が管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園は、整備可能な施設や広場が限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されている一方、市域に広く散在し、維持管理の負担も少なくありません。 見出しの変更 長期にわたり未整備状態の都市計画公園・緑地の存在 ③長期未整備への対応 本市には、都市計画決定されたものの整備実現せず、長期間時間が経過した長期未整備の都市計画公園・緑地が16箇所、317.6ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も少なくなく、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、計画決定後の時間経過において、社会情勢の変化や周辺におけるほかの公園整備の進展など、当該公園を取り巻く環境に変化が生じている箇所もあります。 見出しの変更 公園施設の老朽が進行 ④施設老朽化対応 本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。<u>施設の老朽化等の進行は、事故リスクの向上や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、周辺地域の人口減少や少子高齢化などの社会的情勢に変化が生じ、その公園等が求められる役割が整備当初と異なっている箇所</u>もあります。 見出しの変更 市民ニーズに示される望ましい公園像等への対応 ⑤市民ニーズ実現 こどもならびに子育て層を含む市民アンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園などの望ましい公園像のほか、そうした公園像に対応し、アスレチック遊具等の特色ある遊具、グラウンドのほか、トイレ等の施設の整備についてニーズが示されています。

(2) 公園等の利用及び管理運営について

見出しの変更

子どもや子育て層以外の市民の利用が限定的

⑥限られた利用者層

各アンケートの結果には、公園等の利用状況は、子どもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向がありますが、それ以外の市民による公園利用は限定的であることが示されています。

見出しの変更

ニーズに対応できない利用ルールの問題

⑦硬直的な利用ルール

公園等の利用について、原則、市内の公園等一律の利用ルールを定めています。一方で、市民向けアンケートでは、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや問題等に柔軟に対応する利用ルールの導入を望む意見が多いことが示されています。(削除)

見出しの変更

市民協働の取組の持続性や参加拡大の問題

⑧市民協働の持続性等の問題

公園アドプト団体や緑化団体は、(削除) 近年、会員の高齢化や担い手の確保等の問題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られているため、より多くの市民協働の取組への参加促進が問題となっています。

見出しの変更

維持管理コストの増加と厳しい財政制約の問題

⑨維持管理コストの増加

公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要となるコストは増加傾向にあります。一方で、本市は厳しい財政状況にあり、将来的には少子高齢化に伴い税収の減少が予想されます。この結果、公園施設や公園の除草・清掃等の維持管理の予算も減少することが予想されます。

(2) 公園等の利用及び管理運営について

見出しの変更

こども・子育て層以外市民の公園利用の少なさ

⑥幅広い利用の促進

各アンケートの結果には、公園等の利用状況は、子どもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向がありますが、それ以外の市民による公園利用は限定的であることが示されています。

見出しの変更

地域の実情に対応した公園等の柔軟な利活用の実施

⑧柔軟な利活用

市民向けアンケートの結果から、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に(追加)対応した利用ルールの導を望む意見が多いことが示されています。公園利用のローカルルールは、前項において整理した多既存ストックの有効活用などを進める観点からも有益な取組になります。

見出しの変更

一部の市民の参加に留まる市民協働の取組

⑨市民協働の支援・促進

公園アドプト団体や緑化団体は、長年にわたり公園等で活動し、その管理の質の向上や地域コミュニティの醸成等に大きく貢献してきました。ただし、近年は会員の高齢化や担い手の確保等の課題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られていて、より多くの市民の協働の取組への参加促進が課題となっています。

見出しの変更

維持管理費用の増加と厳しさを増す財政状況

⑦効率的な維持管理

公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要となるコストは増加傾向にあります。が、本市の厳しい財政状況から、必要な予算を十分に割り当てることは容易ではありません。こうした傾向は、今後より一層厳しさを増すことが見込まれます。

項目の順序変更

第3章 基本目標、基本方針

1) 上位計画等における目標や公園等の現状・問題の整理

■上位計画等におけるまちづくり等の目標

本市のめざすまちづくりは、第6次総合計画において、『わたしの舞台は たからづか』というスローガンに象徴されるように、市民が「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり、「暮らし」(舞台)を支え、「まち」(舞台)を未来につなげていくことをめざしています。また、みどりの基本計画においても、(削除) 市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定しています。

■公園等の整備・管理等における現状や問題

前章における整理のように、本市の公園等については、整備目標の達成に向けたさらなる取組の必要性や、小規模な公園の多さ、老朽化の進行などの問題があります。また、管理・運営面においても、公園利用者が限定的であることや市民ニーズへの対応、市民協働の取組の継続性等に改善の余地があります。

こうした状況は、公園等がまちづくりにおいて果たす役割をあらためて見直し、市民の多様なニーズや地域特性を踏まえ、公園等をより身近で多様に活用できる場として再構築していく機会でもあります。今後は、地域の実情に即した形で、市民をはじめとする多様な主体の協働のもと、公園等の整備・管理・運営を一体的に進めるとともに、公園区計画の作成と推進に取り組むことが重要です。

2) 基本目標

前項で整理を行いました、上位計画におけるまちづくり等の目標、公園等の整備・管理等における現状と問題を踏まえ、本計画の基本目標を下記のように整理します。

■基本目標

(削除) 本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など、①計画の実現に向けて携わる市民主体の視点(わたしがつくる)、②地域ごとの実情に対応した公園区計画などの計画を市民・各種団体・行政との協働のもと計画を策定・実施する視点(地域ととりくむ)、③公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点(公園からのまちづくり)を重視します。本計画で取り組む公園区計画の作成・推進など施策を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりに取り組んでいくことをめざし、下記のスローガンを設定します。

<パークマネジメント計画におけるスローガン>

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

3. 基本目標、基本方針

(追加)

前項までに整理を行いました、上位計画におけるまちづくり等の目標、公園等の整備・管理等における現状と課題を踏まえ、本計画の基本目標、基本方針を下記のように整理します。

1) 基本目標

■上位計画等におけるまちづくり等の目標

本市のめざすまちづくりは、第6次総合計画において、『わたしの舞台は たからづか』というスローガンに象徴されるように、市民が「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり、「暮らし」(舞台)を支え、「まち」(舞台)を未来につなげていくことをめざしています。また、みどりの基本計画においても、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定しています。

■公園等の整備・管理等における現状や課題

前項における整理のように、本市の公園等の整備については、(追加) 小規模公園の多さ、老朽化の進行などの特徴があります。また、公園等の管理・運営について、多様な市民による公園利用が限定的であることや、市民協働の取組の継続性等に課題があることなどが示されています。

これらを踏まえると、今後、地域の実情に対応しながら、市民をはじめとする多様な主体の協働のもと、公園等の整備・管理・運営、公園区計画の作成と推進に取り組むことが重要です。

■基本目標

以上を踏まえ、本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など、(追加) 計画の実現に向けて携わる市民主体の視点(わたしがつくる)、(追加) 地域ごとの実情に対応した公園区計画などの計画を市民・各種団体・行政との協働のもと計画を策定・実施する視点(地域ととりくむ)、(追加) 公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点(公園からのまちづくり)を重視します。本計画で取り組む公園区計画の作成・推進など施策を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりに取り組んでいくことをめざし、下記のスローガンを設定します。

<パークマネジメント計画におけるスローガン>

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

資料3-1 新旧対照表 No.48～50

No.	ページ 番号	対応もと	新	旧	備考 欄
48	31	第4回 部会	施策3 <u>維持管理における多様な主体との連携</u> の推進	施策3 <u>多様な主体との連携を通じた維持管理</u> の推進	変更
49	31	第4回 部会	■施策の内容 ① <u>維持管理における市民協働</u> の促進や支援の充実	■施策の内容 ① <u>市民協働による維持管理</u> の促進や支援の充実	変更
50	31	第4回 部会	② <u>効率的・効果的な維持管理に向けた多様な主体との連携</u> 公園等の管理水準の向上を図るため、公園施設の老朽化対策等の効率的・効果的な維持管理を実現する民間事業者をはじめとする多様な主体との連携方策について検討を行います。	② <u>公園等の効率的・効果的な維持管理の推進</u> 公園等の管理水準の向上を図るため、公園施設の老朽化対策等の効率的・効果的な維持管理手法の検討を行います。	変更

イ) 留意事項

2026年1月に予定するパークマネジメント計画（案）に対するパブリックコメントの募集では、A4概要版（12ページ程度のパンフレット）を配布予定である。

※A4概要版の見本は資料3-4を参照

■パブリックコメントとは

市が計画や条例案などを策定するときに、案の段階で市民の皆様に公表し、意見などを募集し、提出された意見などを考慮しながら意思決定を行うとともに、意見などに対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

市は、これらの手続きの効果的な実施により、市民による市政への参画を促進し、行政との協働のまちづくりを推進することとしています。

③ 街路樹管理計画の素案

資料 1、 4 -1、 4-2

審議のポイント

- 街路樹管理計画（素案）の修正内容について確認いただく

新旧対応表No.1～No.5

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧
1	全体	全体を「ですます調」に改めました。	「である調」
2	全体	構成の組み換え等により図表番号を順番に合わせて訂正しました。	
3	1	(1-1 10行目～) こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市 <u>環境</u> の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定 <u>します</u> 。	(旧版 1 ページ 1-1) こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市 <u>景観</u> の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定 <u>する</u> 。
4	1	(1-2 1行目～) 街路樹の有する機能と効果は、まちなかにおける景観向上や快適空間の提供など、公園等におけるみどりや空間の有する機能と効果とも共通するものがあり、街路樹と公園等のみどりは、相互に補完しながら公共空間における都市の貴重なみどりとして、機能と効果を提供しています。 <u>地域と市で公園のあり方を考える公園区計画の作成にあたっては、地域の街路樹を含めて検討を進めて行きます。</u>	(旧版 1 ページ 1-2) 街路樹の有する機能と効果は、まちなかにおける景観向上や快適空間の提供など、公園等におけるみどりや空間の有する機能と効果とも共通するものがあり、街路樹と公園等におけるみどりは、 <u>部分的に</u> 相互に補完しながら <u>も</u> 、公共空間における都市の貴重なみどりとして、 <u>景観向上その他の</u> 機能と効果を提供する。
5	1	(1-2) 削除しました。	(旧版 1 ページ 1-2) 公園区計画ならびに街路樹管理計画では、宝塚市全体や公園区等地域の公共空間におけるみどりのあり方について検討を行う。 特に、街路樹管理計画では、公園等におけるみどりのあり方と整合をとりつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討を行うことが重要となる。 一方、公園区計画では、公園等の機能に着目した整備・再整備、維持管理や利活用のあり方のほか、公園樹（植栽）等の管理のあり方について検討を行う。 特に、公園樹等の管理のあり方については、街路樹管理計画における検討内容、市民協働による管理への参加を踏まえ、基本的な植栽管理における共通した考えのもと、公園樹における倒木・落枝等に備えた安全管理、隣接地への越境等の問題への対応のほか、健全な生育を見据えた樹木管理等の検討を行う。

新旧対応表No.6～No.7

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧
6	1	削除し1-2に統合しました。	(旧版 2 ページ) 1-3 検討の視点 街路樹が植栽されている個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、それら特性や位置づけに対応した整備・管理を行うことを基本とする。 ただし、その際、各路線（または路線を区分する各ブロック）と関連する公園区計画において、公園等と街路樹のあり方の双方の要素を踏まえた検討を行うことが重要となる。 地域の実情に対応する視点では、土地利用が密でみどりの量が少ない地域においては、街路樹は地域の貴重なみどりであり、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましい。 公園区計画の検討に対応する視点では、市全体の街路樹管理等の基本的な方針を踏まえ、地域の意向も確認しながら、地域の公園等や街路樹のあり方を検討する。
7	2	(2-1 追記) 街路樹は、景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等の防災機能等、<u>様々な機能を有しています。</u> これらに加え、<u>宝塚市みどりの基本計画に掲げられている「みどりの効果」（図2-1）により、市民協働による街路樹管理を推進することでコミュニティの醸成機能が期待できます。これを含めた街路樹機能を表2-1の通り整理しました。</u>	(旧版 2 ページ 2-1) 街路樹は、景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等の防災機能等がある。 これらに加え、<u>市民協働による街路樹管理を推進することでコミュニティの醸成機能が期待できる。</u>

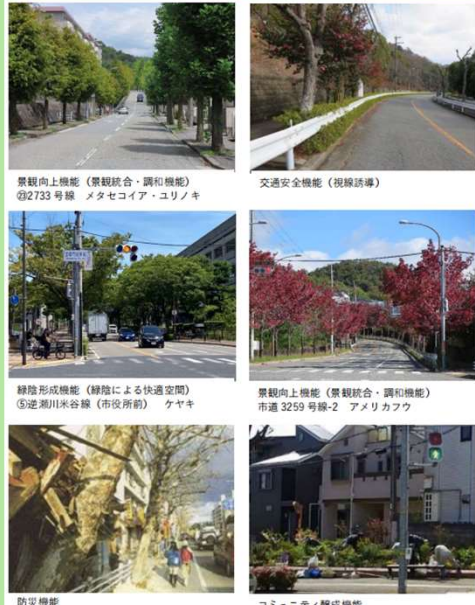
新旧対応表No.8～No.9

資料 4 - 1

NO.	新ページ 番号	新	旧																																								
8	2	(2-1 追記) 宝塚市緑の基本計画より 緑の効果を引用、追加しました 存在効果 みどりが存在することによる効果 ～みどりの恩恵を感じ、みんなでみどりを守っていく～ ◆ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化などに寄与 ◆緑豊かな都市景観を形成し、宝塚市らしさを演出 ◆生物の生態・生育の場として生態系を保全 ◆水源涵養による水質浄化や豊かな自然環境による安らぎの提供 ◆土砂災害の緩和及び避難地や避難路として都市防災機能を向上  多様な生物の生態・生育の場 (川下川谷) 利用効果 みどりを利用することにより得られる効果 ～みどりの舞台を築いて、みんなでみどりを育てていく～ ◆子どもが遊びや学び、自然を体験 ◆健康づくりやレクリエーションにより得られる心身の健康の維持 ◆スポーツや運動等の技術の習得と向上及び体力増進 ◆地域のコミュニティ活動の場として社会性の増進 ◆防災訓練の場としての活用により防災意識が向上  健康づくりや子どもの遊び場 (東広中央公園) 媒体効果 みどりに関する取組を通して生まれる効果 ～みんなのみのりを介した活動で、まちが元気になる～ ◆みどりのイベントを協働で取り組むことによる地域コミュニティの醸成促進 ◆協働でのみどりのまちづくりにより、にぎわい創出、施設集客向上、観光振興も波及 ◆地域のみどりで美しく彩る取組が、やがて人や仲間づくりにも寄与 ◆協働での緑化活動などにより、身近な交流が生まれ、安全なまちづくりにも寄与 ◆遊びや環境教育、体験学習を通じた子どもの健全育成にも寄与  環境教育の場（緑の園） <td></td>																																									
9	3	道路緑化の機能の内容を精査、修正した <table><tr><td>景観向上機能</td><td>街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和</td></tr><tr><td>緑陰形成機能</td><td>緑陰等による快適空間の提供等</td></tr><tr><td>環境保全機能</td><td>気温の調整、温室効果ガスの吸収等</td></tr><tr><td>交通安全機能</td><td>視線の誘導等</td></tr><tr><td>防災機能等</td><td>火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等</td></tr><tr><td>コミュニティの醸成機能</td><td>街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等</td></tr><tr><td>存在機能（効果）</td><td>ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等</td></tr><tr><td>利用機能（効果）</td><td>日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等</td></tr><tr><td>波及機能（効果）</td><td>協働でのみどりのまちづくり等</td></tr></table>	景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和	緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等	環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等	交通安全機能	視線の誘導等	防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等	コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等	存在機能（効果）	ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等	利用機能（効果）	日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等	波及機能（効果）	協働でのみどりのまちづくり等	街路樹の機能整理が不十分 表 2-1 道路緑化の機能（出典：道路緑化技術基準・同解説を基に作成） <table><tr><th colspan="2">従来の街路樹機能</th></tr><tr><td>景観向上機能</td><td>街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和</td></tr><tr><td>緑陰形成機能</td><td>緑陰等による快適空間の提供等</td></tr><tr><td>環境保全機能</td><td>気温の調整、温室効果ガスの吸収等</td></tr><tr><td>交通安全機能</td><td>視線の誘導等</td></tr><tr><td>防災機能等</td><td>火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等</td></tr><tr><th colspan="2">新たな(追加)街路樹機能や効果</th></tr><tr><td>コミュニティの醸成機能</td><td>街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等</td></tr><tr><td>存在機能（効果）</td><td>都市の風格を高め資産価値を高める</td></tr><tr><td>利用機能</td><td></td></tr><tr><td>波及機能</td><td></td></tr></table>	従来の街路樹機能		景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和	緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等	環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等	交通安全機能	視線の誘導等	防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等	新たな(追加)街路樹機能や効果		コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等	存在機能（効果）	都市の風格を高め資産価値を高める	利用機能		波及機能	
景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和																																										
緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等																																										
環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等																																										
交通安全機能	視線の誘導等																																										
防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等																																										
コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等																																										
存在機能（効果）	ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等																																										
利用機能（効果）	日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等																																										
波及機能（効果）	協働でのみどりのまちづくり等																																										
従来の街路樹機能																																											
景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和																																										
緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等																																										
環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等																																										
交通安全機能	視線の誘導等																																										
防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等																																										
新たな(追加)街路樹機能や効果																																											
コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等																																										
存在機能（効果）	都市の風格を高め資産価値を高める																																										
利用機能																																											
波及機能																																											

新旧対応表No.10～No.11

資料 4-1

NO.	新ページ 番号	新	旧																														
10	3	街路樹の機能事例写真の重複を整理しました。  景観向上機能（景観統合・調和機能） ②2733号線 メタセコイア・ユリノキ 交通安全機能（視線誘導） 緑陰形成機能（緑陰による快適空間） ③逆瀬川米谷線（市役所前） ケヤキ コミュニティ醸成機能 ③逆瀬川米谷線（市役所前） 図 2-2 街路樹の機能	（旧版 4 ページ）街路樹の機能事例写真で同一機能写真が重複している  景観向上機能（景観統合・調和機能） ②2733号線 メタセコイア・ユリノキ 交通安全機能（視線誘導） 緑陰形成機能（緑陰による快適空間） ③逆瀬川米谷線（市役所前） ケヤキ 景観向上機能（景観統合・調和機能） 市道 3259 号線-2 アメリカフウ 防災機能 https://www.hitohaku.jp/publication/news コミュニティ醸成機能																														
11	5	宝塚市の街路樹が抱える問題事例写真の重複を整理しました。  大木化・根系の肥大（歩道縁石部の隆起） 横上り＋歩道有効幅員不足 ③逆瀬川米谷線 ケヤキ	（旧版 6～7ページ）宝塚市の街路樹が抱える問題で同一症状の事例写真重複を整理する <table> <tr> <td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） ④宮原南線 ヤナギ</td><td>生育不良</td><td></td><td>幹腐病 ⑤353号線 シラカシ</td></tr> <tr> <td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足</td><td>生育不良</td><td></td><td>幹腐病による不安定倒伏 ⑤351号線 ケヤキ</td></tr> <tr> <td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ⑤2700号線 マサバシイ</td><td>その他</td><td></td><td>幹腐病発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 クロハシガキ</td></tr> <tr> <td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ③逆瀬川米谷線 ヤナギ</td><td>その他</td><td></td><td>土壌崩落発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 シンデガラ</td></tr> <tr> <td>高齢化 周辺建築物との競合</td><td></td><td>高齢化・周辺建築物との競合 歩道有効幅員不足・安定確保要 ⑤山手大野線 ユリノキ</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） ④宮原南線 ヤナギ	生育不良		幹腐病 ⑤353号線 シラカシ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足	生育不良		幹腐病による不安定倒伏 ⑤351号線 ケヤキ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ⑤2700号線 マサバシイ	その他		幹腐病発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 クロハシガキ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ③逆瀬川米谷線 ヤナギ	その他		土壌崩落発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 シンデガラ	高齢化 周辺建築物との競合		高齢化・周辺建築物との競合 歩道有効幅員不足・安定確保要 ⑤山手大野線 ユリノキ			
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） ④宮原南線 ヤナギ	生育不良		幹腐病 ⑤353号線 シラカシ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足	生育不良		幹腐病による不安定倒伏 ⑤351号線 ケヤキ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ⑤2700号線 マサバシイ	その他		幹腐病発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 クロハシガキ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹損傷部の露出） 横上り＋歩道有効幅員不足 ③逆瀬川米谷線 ヤナギ	その他		土壌崩落発生に伴う倒れ込み ⑤351号線 シンデガラ																												
高齢化 周辺建築物との競合		高齢化・周辺建築物との競合 歩道有効幅員不足・安定確保要 ⑤山手大野線 ユリノキ																															

新旧対応表No.12～No.14

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧																																												
12	6	(2-3-1 1行目～) 管理している道路の内、街路樹（<u>高中低木</u>）が植栽されている路線は276路線あり、高木が約7000本植栽されています。高木等は緑量確保に重点をおいた樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽<u>されてきました。</u>	(旧版 8ページ) 本市が管理している道路の内、街路樹（高中木）が植栽されている路線は276路線あり、高木が約7000本植栽されている。高木等は緑量確保を重点とした樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽されてきた。																																												
13	7	(2-3-2 1行目～) 維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っています。通常管理では一般的に定期的な高木や低木等の剪定、落葉清掃等を実施し、その他、必要に応じて病虫害防除、除草、不要支柱撤去、枯損樹木の伐採等を実施<u>しています。</u>	(旧版 9ページ) 本市が実施している維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っている。通常管理では一般的に定期的な高木や低木等の剪定、落葉清掃、灌水作業等を実施し、その他、必要に応じて病虫害防除、除草、不要支柱撤去、枯損樹木の伐採等を実施している。																																												
14	7	(2-3-2) 内容を精査し表を差し替えました。 <table><tr><th>作業区分</th><th>管理内容</th><th>作業時期・頻度</th></tr><tr><td rowspan="8">通常管理</td><td>高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定</td><td>毎年・隔年・不定期等</td></tr><tr><td>低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）</td><td>必要に応じて</td></tr><tr><td>除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている</td><td>適宜</td></tr><tr><td>育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥</td><td>適宜</td></tr><tr><td>日常点検 ・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検</td><td>日常的に実施</td></tr><tr><td>緊急時点検 ・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去</td><td>災害時・異常発生時</td></tr></table>	作業区分	管理内容	作業時期・頻度	通常管理	高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年・隔年・不定期等	低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回	病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて	除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象	年に2～4回	落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜	育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜	日常点検 ・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施	緊急時点検 ・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時	(旧版 9ページ) <table><tr><th>作業区分</th><th>管理内容</th><th>作業時期・頻度</th></tr><tr><td rowspan="7">通常管理</td><td>高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定</td><td>毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし</td></tr><tr><td>低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）</td><td>必要に応じて</td></tr><tr><td>除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている</td><td>適宜</td></tr><tr><td>灌水 ・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象</td><td>夏季を中心に年5～10回を目安に適宜</td></tr><tr><td>育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥</td><td>適宜</td></tr><tr><td>日常点検</td><td>・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検</td><td>日常的に実施</td></tr><tr><td>緊急時点検</td><td>・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去</td><td>災害時・異常発生時</td></tr></table>	作業区分	管理内容	作業時期・頻度	通常管理	高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし	低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回	病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて	除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回	落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜	灌水 ・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜	育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜	日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施	緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時
作業区分	管理内容	作業時期・頻度																																													
通常管理	高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年・隔年・不定期等																																													
	低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回																																													
	病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて																																													
	除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象	年に2～4回																																													
	落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜																																													
	育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜																																													
	日常点検 ・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施																																													
	緊急時点検 ・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時																																													
作業区分	管理内容	作業時期・頻度																																													
通常管理	高木剪定 ・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし																																													
	低木等剪定 ・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回																																													
	病虫害防除 ・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて																																													
	除草 ・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回																																													
	落葉清掃 ・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜																																													
	灌水 ・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜																																													
	育成管理 ・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜																																													
日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施																																													
緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時																																													

新旧対応表No.15～No.20

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																																																																																			
15	8	(1行目～) 下記の説明文を追加しました。 <u>以下に高木が植栽されている40路線を整理しました。調査対象とした38路線(表2-3参照)以外に、市道2514号線(御所水路)、市道1025号線(阪急中山観音駅前)に植栽されたシダレヤナギがあり、共に各1本のみで年間2回の剪定管理を実施しています。中低木は表2-4に整理した57路線で、合計面積28,167㎡を対象とし、樹種特性に応じて2～4回/年の剪定を実施しています。</u>	(旧版 10ページ)																																																																																																																			
16	8・9	掲載表の内容を精査し、街路樹の規模がわかるよう植栽延長を表に追加、剪定間隔を修正しました。 <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>植栽延長 (m)</th><th>樹種</th><th>剪定本数</th><th>剪定間隔 (年)</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>1,070</td><td>サルスベリ</td><td>132</td><td>2</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>760</td><td>サルスベリ</td><td>132</td><td>2</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>150</td><td>シダレサクラ</td><td>21</td><td>不定期</td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>120</td><td>サルスベリ</td><td>12</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤</td><td rowspan="3">逆瀬川米谷線</td><td rowspan="3">1,400</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>右岸のみ17本</td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td>右岸のみ88本</td></tr><tr><td>1</td></tr><tr><td>⑥</td><td>344 号線</td><td></td><td>ケヤキ</td><td>2</td><td></td></tr></table>	番号	路線名	植栽延長 (m)	樹種	剪定本数	剪定間隔 (年)	①	2828 号線	1,070	サルスベリ	132	2	②	2737 号線	760	サルスベリ	132	2	③	859 号線	150	シダレサクラ	21	不定期	④	226 号線	120	サルスベリ	12	1	⑤	逆瀬川米谷線	1,400	ケヤキ	右岸のみ17本	2	右岸のみ88本	1	⑥	344 号線		ケヤキ	2		(旧版 10～11ページ) 表の整理内容の不足、剪定作業の実施間隔が読み取れない <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>樹種</th><th>規格</th><th>剪定本数</th><th>年間委託</th><th>剪定間隔 (年)</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>132</td><td>○</td><td>2</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>132</td><td>○</td><td>2</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>シダレサクラ</td><td>< 60</td><td>21</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>12</td><td>○</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤</td><td rowspan="3">逆瀬川米谷線</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>右岸のみ17本</td><td></td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td><120</td><td>右岸のみ88本</td><td></td></tr><tr><td><180</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">⑥</td><td rowspan="3">逆瀬川仁川線</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>2</td><td></td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td><120</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td><120</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">⑦</td><td rowspan="2">344 号線</td><td rowspan="2">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>5</td><td></td><td rowspan="2">不定期</td></tr><tr><td><120</td><td>8</td><td></td></tr></table>	番号	路線名	樹種	規格	剪定本数	年間委託	剪定間隔 (年)	①	2828 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2	②	2737 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2	③	859 号線	シダレサクラ	< 60	21			④	226 号線	サルスベリ	< 60	12	○	1	⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	< 60	右岸のみ17本		2	<120	右岸のみ88本		<180	1		⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	< 60	2		2	<120	2		<120	4		⑦	344 号線	ケヤキ	< 60	5		不定期	<120	8	
番号	路線名	植栽延長 (m)	樹種	剪定本数	剪定間隔 (年)																																																																																																																	
①	2828 号線	1,070	サルスベリ	132	2																																																																																																																	
②	2737 号線	760	サルスベリ	132	2																																																																																																																	
③	859 号線	150	シダレサクラ	21	不定期																																																																																																																	
④	226 号線	120	サルスベリ	12	1																																																																																																																	
⑤	逆瀬川米谷線	1,400	ケヤキ	右岸のみ17本	2																																																																																																																	
				右岸のみ88本																																																																																																																		
				1																																																																																																																		
⑥	344 号線		ケヤキ	2																																																																																																																		
番号	路線名	樹種	規格	剪定本数	年間委託	剪定間隔 (年)																																																																																																																
①	2828 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2																																																																																																																
②	2737 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2																																																																																																																
③	859 号線	シダレサクラ	< 60	21																																																																																																																		
④	226 号線	サルスベリ	< 60	12	○	1																																																																																																																
⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	< 60	右岸のみ17本		2																																																																																																																
			<120	右岸のみ88本																																																																																																																		
			<180	1																																																																																																																		
⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	< 60	2		2																																																																																																																
			<120	2																																																																																																																		
			<120	4																																																																																																																		
⑦	344 号線	ケヤキ	< 60	5		不定期																																																																																																																
			<120	8																																																																																																																		
17	10	現況調査路線図のページを移動しました。	(旧版 16ページ)																																																																																																																			
18	11～14	宝塚市の街路樹では低木植栽路線が多く、管理計画の重要な視点となることから一覧表を丁寧に再整理した	(旧版 11ページ) 低木の表が突然現れることに違和感がある																																																																																																																			
19	15～17	掲載順序を組み替えました。	(旧版 13～16ページ) 掲載順序がおかしい																																																																																																																			
20	15	3-1 1行目～ <u>街路樹現況調査は街路樹の整備状況、ならびに管理状況を把握し、問題点等を抽出することを目的とし、宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみの2路線を除外した38路線を対象に、各路線10本(標準)を選定し、高木1本毎に図3-1の樹木点検項目を調査、その結果を机上作業で定量分析を行い、「健全度、外観診断の必要性、剪定処置の必要性等」の判定を行います。</u> <u>調査の実施にあたって、調査チームによる目合わせを実施し、その後各チームで調査を分担し最後に全路線を樹木医が点検成果の確認をおこない、必要な修正加筆をおこないます。</u> <u>対象38路線の中には、植替えが行われている路線が複数あり、その場合は植替え実施前の樹種(大木化した樹木)を対象に調査を実施します。</u>	(旧版 13ページ) 宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみの2路線を除外した38路線を対象に、各路線10本(標準)を選定し、高木1本毎に図3-3の樹木点検項目を調査、その結果を机上作業で定量分析を行い、健全度、精密診断の必要性、剪定処置の必要性等の判定を行う。																																																																																																																			

新旧対応表No.21～No.24

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																																																																																																																																																																																																					
21	17	(■道路構造調査項目 1行目)に追加記載しました。 現況調査では、車道を含めた道路の断面構成を調査した。歩道有効幅員は植樹樹縁石部を歩行可能空間と捉え、官民境界から植樹樹内側までを歩道有効幅員としました。	(旧版 13ページ)																																																																																																																																																																																																																																					
22	18	(3-2 現況調査結果)前文を全面的に見直し修正しました。 各路線の調査対象樹種、調査本数は表3-1の通りで、合計調査本数は359本となり、点検結果で異常をチェックされた項目数を路線ごとに集計した結果を表3-2にまとめました。	(旧版 15ページ) 現況調査は宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみの2路線を除外した38路線を対象に調査を実施した。 調査の実施にあたって、調査チームによる目合わせを実施し、その後各チームで調査を分担し最後に全路線を樹木医が点検成果の確認をおこない、必要な修正加筆をおこなった。 対象38路線の中には、植替えが行われている路線が複数あり、その場合は植替えられていない樹種(大木化した樹木)を対象に調査を実施した。																																																																																																																																																																																																																																					
23	18	(3-2) 表3-1に公園区名を追加しました。 <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>樹種(台帳)</th><th>公園区</th><th>樹木点検 樹種名</th><th>調査 本数</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>サルスベリ</td><td>逆瀬台</td><td>サルスベリ</td><td>10</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>サルスベリ</td><td>逆瀬台</td><td>サルスベリ</td><td>10</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>シダレザクラ</td><td>宝塚第一</td><td>シダレザクラ</td><td>10</td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>サルスベリ</td><td>西山</td><td>イロハモミジ</td><td>6</td></tr><tr><td>⑤</td><td>逆瀬川米谷線</td><td>ケヤキ</td><td>末広・美座</td><td>ケヤキ</td><td>10</td></tr><tr><td>⑥</td><td>逆瀬川仁川線</td><td>ケヤキ</td><td>末広</td><td>ケヤキ</td><td>4</td></tr><tr><td>⑦</td><td>344 号線</td><td>ケヤキ</td><td>宝塚第一</td><td>ケヤキ</td><td>8</td></tr></table>	番号	路線名	樹種(台帳)	公園区	樹木点検 樹種名	調査 本数	①	2828 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10	②	2737 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10	③	859 号線	シダレザクラ	宝塚第一	シダレザクラ	10	④	226 号線	サルスベリ	西山	イロハモミジ	6	⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	末広・美座	ケヤキ	10	⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	末広	ケヤキ	4	⑦	344 号線	ケヤキ	宝塚第一	ケヤキ	8	(旧版 17ページ 表3-1) 街路樹の地区ごとのデータも整理できないか																																																																																																																																																																																					
番号	路線名	樹種(台帳)	公園区	樹木点検 樹種名	調査 本数																																																																																																																																																																																																																																			
①	2828 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10																																																																																																																																																																																																																																			
②	2737 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10																																																																																																																																																																																																																																			
③	859 号線	シダレザクラ	宝塚第一	シダレザクラ	10																																																																																																																																																																																																																																			
④	226 号線	サルスベリ	西山	イロハモミジ	6																																																																																																																																																																																																																																			
⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	末広・美座	ケヤキ	10																																																																																																																																																																																																																																			
⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	末広	ケヤキ	4																																																																																																																																																																																																																																			
⑦	344 号線	ケヤキ	宝塚第一	ケヤキ	8																																																																																																																																																																																																																																			
24	19	(表-2に移動) 「維持管理の処置が必要」は、支柱の撤去等が必要なものがあるため、「維持管理の処置が必要」の項目は削除しました。 <table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th rowspan="2">調査本数</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="4">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越(車道側)</th><th>建築限界越(歩道側)</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の異常の有無</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害(穿孔痕・フラスコ)</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th><th>概ね良好・異常なし</th><th>樹木の外観診断が必要</th></tr><tr><td>①</td><td>10</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>10</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	調査本数	①維持管理上の問題						②活力点検				③樹木の異常						点検結果		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕・フラスコ)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	樹木の外観診断が必要	①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	1	4	0	10	0	③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	0	④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	0	(旧版 19ページ 表3-3) 点検結果表に「概ね良好・異常なし」であっても「維持管理の処置が必要」となるのはおかしい <table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th rowspan="2">調査本数</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="4">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越(車道側)</th><th>建築限界越(歩道側)</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の異常の有無</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害(穿孔痕・フラスコ)</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th><th>概ね良好・異常なし</th><th>維持管理の処置が必要</th><th>樹木の外観診断が必要</th></tr><tr><td>①</td><td>10</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>10</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>5</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	調査本数	①維持管理上の問題						②活力点検				③樹木の異常						点検結果		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕・フラスコ)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の処置が必要	樹木の外観診断が必要	①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0	②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0	③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0	④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	5	0
路線番号	調査本数	①維持管理上の問題						②活力点検				③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																						
		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕・フラスコ)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	樹木の外観診断が必要																																																																																																																																																																																																																						
①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0																																																																																																																																																																																																																						
②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	1	4	0	10	0																																																																																																																																																																																																																							
③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	0																																																																																																																																																																																																																						
④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	0																																																																																																																																																																																																																						
路線番号	調査本数	①維持管理上の問題						②活力点検				③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																						
		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕・フラスコ)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の処置が必要	樹木の外観診断が必要																																																																																																																																																																																																																					
①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0																																																																																																																																																																																																																					
②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																																						
③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																																					
④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	5	0																																																																																																																																																																																																																					

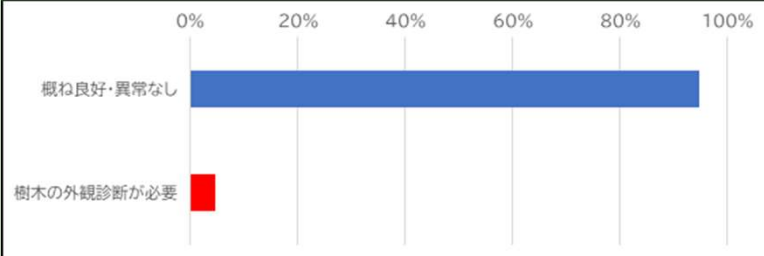
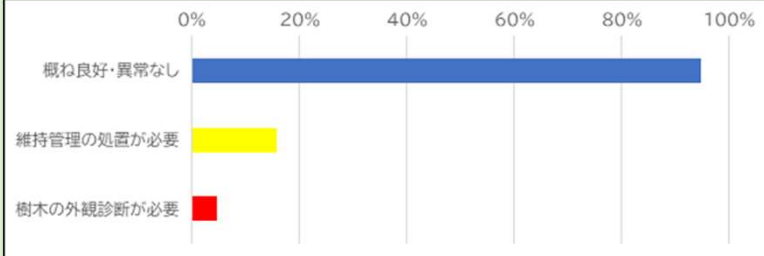
新旧対応表No.25～No.28

資料 4 - 1

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																																																																																																																																																																																														
25	22	(3-2-2 1行目～) 樹木点検の結果から、「根上がり・舗装クラック」の発生が50%を超える路線を抽出すると表3-4の通り11路線となりました。	(旧版 22ページ) 樹木点検の結果から、半数以上で「根上がり・舗装クラック」を確認した路線を抽出すると表3-5の通り11路線となった。																																																																																																																																																																																																																														
26	22	(3-2-2) 内容が一致していない説明文を削除しました。	肥大生長について文章と表の内容が一致していない 中でも⑱市道2679号線（アメリカフウ）、㉔市道2710号線（イスノキ）、㉔市道2700号線（マテバシイ）、㉔市道2691号線（ケヤキ）、㉔市道3094号線（マテバシイ）の5路線では80%以上で「根上がり・舗装クラック」を確認した。																																																																																																																																																																																																																														
27	22	(表3-4) 点検結果を入れると混乱することから、点検結果の行を削除しました。	(旧版 22ページ)																																																																																																																																																																																																																														
		<table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="3" rowspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越（車道側）</th><th>建築限界越（歩道側）</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の状態</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害（穿孔痕・フラス）</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th></tr><tr><td>⑨</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>⑬</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>⑯</td><td>0</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果			建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜	⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0	⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0	⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0			<table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="3" rowspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越（車道側）</th><th>建築限界越（歩道側）</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の状態</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害（穿孔痕・フラス）</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th></tr><tr><td>⑨</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>⑬</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>⑯</td><td>0</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果			建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜	⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0	⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0	⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0																																						
路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																	
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜																																																																																																																																																																																																																		
⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																	
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜																																																																																																																																																																																																																		
⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0																																																																																																																																																																																																															
28	23	(表3-5) 点検結果を入れると混乱することから、点検結果の行を削除しました。	(旧版 23ページ)																																																																																																																																																																																																																														
		<table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="3" rowspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越（車道側）</th><th>建築限界越（歩道側）</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の状態</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害（穿孔痕・フラス）</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th></tr><tr><td>①</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>2</td><td>9</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>9</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果			建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜	①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0	②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0	③	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0	④	2	9	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	10	9	0			<table><tr><th rowspan="2">路線番号</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="3" rowspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越（車道側）</th><th>建築限界越（歩道側）</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の状態</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害（穿孔痕・フラス）</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th></tr><tr><td>①</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>2</td><td>9</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>9</td><td>0</td></tr></table>	路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果			建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜	①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0	②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0	③	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0	④	2	9	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	10	9	0
路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																	
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜																																																																																																																																																																																																																		
①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0																																																																																																																																																																																																															
②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																															
③	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																															
④	2	9	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	10	9	0																																																																																																																																																																																																															
路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																	
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕・フラス）	揺れ	不自然な傾斜																																																																																																																																																																																																																		
①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0																																																																																																																																																																																																															
②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																															
③	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																															
④	2	9	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	10	9	0																																																																																																																																																																																																															

新旧対応表No.29～No.34

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧
29	25	(図3-6) グラフの中から「維持管理の処置が必要」を削除しました。 	(旧版 25ページ 図3-6) 
30	25	(3-2-4) 図3-6に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-6 支障発生割合	(旧版 25ページ 図3-7) 図3-7 何らかの支障発生割合
31	26	(3-2-4) 図3-7に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-7 支障発生割合 (建築限界越えを除く)	(旧版 26ページ 図3-8) 図3-8 何らかの支障発生割合 (建築限界越えを除く)
32	26	(3-2-4) 図3-8に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-8 路線別支障発生割合	(旧版 26ページ 図3-9) 図3-9 路線別何らかの支障発生件数
33	27	(【不要支柱の撤去が必要な路線】) 通常管理で対応できるため項目を削除しました。	(旧版 27ページ) 【不要支柱の撤去が必要な路線】
34	28	(3-2-5) 名称変更ならびに内容を修正しました。 <u>3-2-5 道路構造調査結果</u> <u>調査結果を集計した結果を「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」(図3-10)により、車いすが相互にすれ違える歩道有効幅員2.0mを指標に区分すると表3-7の通りとなり、歩道有効幅員2.0m以上の路線は14路線あり、半数以上が有効幅員2.0未満の狭幅員歩道となっています。</u>	(旧版 28ページ 3-2-5歩行空間) <u>3-2-5 歩行空間</u> 現況調査では車道を含めた道路の断面構成を調査した。歩道有効幅員は図3-10の通り、植樹樹の縁石部を歩行可能空間と捉え、官民境界から植樹樹縁石内側までを歩道有効幅員とした。 調査結果を集計した結果を「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により、車いす通しがすれ違える歩道有効幅員2.0mを基準にすると表3-9の通りとなり、歩道有効幅員2.0m以上の路線は14路線にすぎず、半数以上が有効幅員2.0未満の狭幅員歩道である。

新旧対応表No.35～No.39

資料 4 - 1

NO.	新ページ 番号	新	旧
35	36	(狭小な歩道幅員 2行目～ 用語の整理ほか) 歩道有効幅員2.0m未満が21路線（表3-9参照）存在し、全般に狭幅員の歩道が多い。本市はおおむね阪急宝塚線以北及び今津線以西の山麓市街地、南側の平野部が南部市街地と位置付けられ、<u>山麓市街地は傾斜の強い路線（坂道が多い）で、歩行者の徒歩移動も少なく、自転車の通行量も少ない。南部市街地は歩行者、自転車共に通行量が多く歩道幅員の狭小が問題となっています。</u>	(旧版 36ページ) 歩道有効幅員2.0m未満が21路線（表3-9参照）存在し、全般に狭幅員の歩道が多い。本市はおおむね阪急宝塚線を境に北側が山麓部、南側が平野部と位置付けられ、山麓部は傾斜の強い路線（坂道が多い）で、歩行者の徒歩移動も少なく、自転車の通行量も少ない。平野部ではその逆で特に自転車の通行量が多い傾向にある。
36	36	(根上がり、舗装クラックの発生 2行目～ 評価基準の見直し) 街路樹の根系が、植栽帯を超えて大きく生長し、歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、歩行者等の安全な通行の妨げとなっている路線（11路線で50%超の発生）が多く見られました。	(旧版 36ページ) 街路樹の根系が、植栽帯を超えて大きく生長し、歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、歩行者等の安全な通行の妨げとなっている路線が多く発生している。根上りが多く発生している路線は、㊸市道2679号線（アメリカフウ）、㊹市道2710号線（イスノキ）、㊺市道2700号線（マテバシイ）、㊻市道2691号線（ケヤキ）、㊼市道3094号線（マテバシイ）の5路線で、発生率が80%を超えている。
37	37	(タイトルの変更) (3) <u>倒木や落枝発生</u>の危険性	(旧版 37ページ) (3) 落枝発生^{の危険性}
38	39	3-6 街路樹の課題を再整理して4章から移動しました。 ①歩道有効幅員不足 ・狭小な歩道幅員 ②街路樹に起因する歩道の損傷 ・樹木の生長・植栽基盤容量不足による根上りによる舗装クラック、縁石等不陸の発生 ③樹木の過大生長 ・樹木の過大生長による落枝発生の危険性・植栽の過密化 ④維持管理費の不足 ・維持管理費の不足で毎年の剪定管理が困難な状況 ⇒建築限界確保が困難、強剪定による景観悪化 ⇒今後も維持管理費の縮減傾向が強い（低木管理費の比重が高い） ⑤住民参加意欲が低い ・アンケート調査結果より量的には満足、質的には課題がある ・市民の街路樹管理への参加意欲は低い	(旧版 40ページ) 【課題】 ・狭小な歩道幅員 ・樹木の生長・植栽基盤の容量不足による根上り・舗装クラックの発生 ・樹木の過大生長による落枝発生の危険性・植栽の過密化 ・維持管理費の不足で毎年の剪定管理が困難な状況である ⇒建築限界確保が困難、強剪定による景観悪化 ⇒今後も維持管理費の縮減傾向が強い ⇒低木管理費の比重が高い ・アンケート調査結果より量的には満足、質的には課題がある ・市民の街路樹管理への参加意欲は低い
39	40	(タイトル変更) 4-1-1 街路樹管理の基本目標に修正しました。	(旧版 40ページ) 4-1-1 街路樹管理の基本方針

NO.	新ページ 番号	新	旧																																													
40	41	(4-1-2) 審議会のご指摘を受け、重要度、関連する課題を踏まえて内容精査、順序を入れ替えました。 (1) 公園区計画との連携による街路樹の適正化 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の狭小</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で適正化を図ります。 (2) 安全で安心な道路づくり <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の狭小</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td></td><td></td></tr></table> 本市の街路樹は、歩道幅員が2.0m未満の狭小な歩道に街路樹が多く植えられており、すれ違いが困難であるほか、根上りによる歩道空間の安全性が担保できていない現状があり、道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹のあり方を検討します。また、樹木の腐朽、老木化等により倒木の恐れがある場合は、伐採・植替えを行い、根上りが顕著な路縁は、伐採・植替えならびに歩道の改修に努めます。 (3) 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市環境形成 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の狭小</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 街路樹は街の景観形成や環境保全等に大きく貢献しています。街路樹はみどりの景観を創出し、その緑陰は歩行者に快適な空間を提供する不可欠なものとなっており、上質な街路樹景観を形成していくことは都市の魅力向上に寄与するものであり、良好な都市景観形成に努めます。 (4) 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 現在、本市で活動する市民や企業により構成される道路アドプトは14団体、市内の公園や街路で緑化活動を行っている緑化団体は119団体となっており、みどりの管理を地域が担ってもらうことで、地域コミュニティの醸成が図られ、緑化への愛着がうまわれています。こうした活動の高齢化による担い手不足が顕著となってきています。 また、市民花壇や街路樹への市民参加は、道路管理課、公園河川課がそれぞれの要綱で運営しており、統一されたルールが示されていないことがボランティア活動参加への障壁となっていると考えられるため、協働のルール作りを検討します。 (5) 効果的な維持管理の実施 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>②街路樹に起因する歩道の狭小</td><td>③樹木の過大生長</td><td>④維持管理費の不足</td></tr></table> 街路樹の維持管理に関して、適切な管理を行うための予算が年々減少してきており、現在の維持管理を継続して行うことが困難になってきています。また、現在の発注体系では年度毎に異なる業者が剪定作業を請け負っており、計画的な街路樹管理（街路樹を育てること、生長による樹形を予測した剪定など）が出来ていない状況にあります。今後、市職員が減少していく中、より効果的な維持管理手法を導入していく必要があります。 (旧版 41ページ) 基本方針 1 安全で安心な道路づくり 基本方針 2 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成 基本方針 3 効果的な維持管理の実施 基本方針 4 公園区計画との連携による街路樹の適正化 基本方針 5 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 <table><tr><th>課題</th><th>基本方針・課題解決施策</th></tr><tr><td>狭小な歩道幅員</td><td rowspan="2">安全で安心な道路づくり</td></tr><tr><td>樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)</td></tr><tr><td>樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)</td><td>宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成</td></tr><tr><td>維持管理費の不足</td><td>効果的な維持管理の実施</td></tr><tr><td>質的課題(アンケート結果)</td><td>公園区計画との連携による街路樹の適正化</td></tr><tr><td>市民参加意識</td><td>街路樹を通した市民コミュニティ醸成</td></tr></table>	対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足			対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長	④維持管理費の不足	課題	基本方針・課題解決施策	狭小な歩道幅員	安全で安心な道路づくり	樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)	樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)	宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成	維持管理費の不足	効果的な維持管理の実施	質的課題(アンケート結果)	公園区計画との連携による街路樹の適正化	市民参加意識	街路樹を通した市民コミュニティ醸成	
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長																																													
	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																														
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長																																													
	④維持管理費の不足																																															
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長																																													
	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																														
対応する主な課題	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																														
対応する主な課題	②街路樹に起因する歩道の狭小	③樹木の過大生長	④維持管理費の不足																																													
課題	基本方針・課題解決施策																																															
狭小な歩道幅員	安全で安心な道路づくり																																															
樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)																																																
樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)	宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成																																															
維持管理費の不足	効果的な維持管理の実施																																															
質的課題(アンケート結果)	公園区計画との連携による街路樹の適正化																																															
市民参加意識	街路樹を通した市民コミュニティ醸成																																															
41	42	(4-1-3) 施策1 公園区計画との連携による街路樹の適正化 ■現状 <u>街路樹と公園はそれぞれ緑の効果を発揮しているものの、それぞれ個別の方針に基づき整備されたもので、住民目線で見ると一体的なものとはなっていないのが現状となっています。</u> ■施策の内容 <u>①公園区計画において、公園緑地が少ない公園区であれば街路樹で補う、街路樹が乏しい公園区では公園緑地のみどりで補うことで、公園区計画と連動した街路樹について検討を進めて行きます。</u>	(旧版 45ページ) 基本方針 4 公園区計画との連携による街路樹の適正化 公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で、公園緑地が少ない公園区であれば街路樹で補う、街路樹が乏しい公園区であれば公園緑地のみどりで補うことで適正化を図る。 ▶住民参加による低木管理や清掃作業（道路アドプト）を推進する。 ▶住民参加による街路樹植樹樹内の花修景（緑化団体等）を推進する。 ▶公園の緑と重複する箇所の街路樹を撤去し公園の見通しを確保する。 （外景観：街路から見た公園の景観・内景観：公園内から見た街路景観）																																													

新旧対応表No.42～No.43

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧
42	42	(4-1-3) 施策2 街路空間の安全・安心の確保 ■現状 街路樹の生長による根上の発生等による歩道空間の安全性低下や、樹齢による樹木の衰退等による倒木や落枝の危険性が高くなってきています。 ■施策の内容 ①道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹の整備基準を検討します。また、道路改良を行う場合は植樹樹の改良（規格形状、植栽基盤等）を行うなど、街路樹の長寿命化の視点を取り入れた再整備を推進します。 ②歩道幅員が狭い箇所では、街路樹を限定的に択伐し歩道空間を確保します。本市においては山麓市街地と、南部市街地では緑の重要度が大きく異なり、緑の量が少ない南部市街地では街路樹が貴重なみどりを提供しているため、一律に歩道有効幅員を確保するのは不適切で、道路構造令の1.5車線の道路整備の考え方を歩道に適用し、部分改良により必要な個所で有効歩道幅員を確保するため、例えば図4-1に示したように、5本に1本の間隔で街路樹を択伐し、すれ違い待機部分（ゆずりあい）の確保に努めます。一方でみどり豊かな山麓市街地では対象路線内での全高木伐採も視野に入れることも考えられます。 ③樹木の腐朽、老木化等により倒木の危険性が高まった場合は、植替（樹種転換）または伐採を行います。 ④根上り等により歩道の平坦性が失われ、歩行の安全性が確保できない路線は、植替または伐採、ならびに歩道の改修に努めます。	(旧版 4 2 ページ) 基本方針 1 安全で安心な道路づくり 本市の街路樹は、歩道幅員が2.0m未満の狭小な歩道に街路樹が多く植えられており、すれ違いが困難であるほか、根上がりによる歩道空間の安全性が担保できていない現状がある。市民アンケート調査では、道路の安全性を求める声が多く寄せられており、対策が急務となっている。 ▶道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹のあり方を検討する。また、道路改良を行う場合は植樹樹の改良（規格形状、植栽基盤等）を行うなど、街路樹の長寿命化の視点を取り入れる。 ▶歩道幅員が狭い箇所では、街路樹を限定的に択伐し歩道空間を確保する。この場合、山麓部と南部の平野部では都市景観形成の観点が重要な視点となり、みどり豊かな山麓部では対象路線内での全高木伐採も視野に入れる。緑の量が少ない平野部では街路樹が貴重なみどりを提供しているため、一律の考え方で歩道有効幅員を確保するのは不適切で、道路構造令の1.5車線の道路整備の考え方を歩道に適用し、部分改良により必要な個所で有効歩道幅員を確保するため、例えば5本に1本間隔で街路樹を択伐し、すれ違い待機部分（ゆずりあい）を確保に努める。 ▶樹木の腐朽、老木化等により倒木の恐れがある場合は、伐採・植替えを行う。 ▶根上りが顕著な路線は、伐採・植替えならびに歩道の改修に努める。
43	43	(4-1-3) 施策3 良好な都市環境の創出 ■現状 街路樹は都市の魅力を高めるための重要な施設です。現状では街路樹が持つ本来の機能を十分発揮できていない路線があるため、良質な街路樹管理への取り組みが必要となっています。 ■施策の内容 ①街路樹を地域の貴重な財産として、アセットマネジメントの考え方に基づき、良好な街路空間の形成をはかります。 ②街路樹の持つ各種機能（表2-1参照）をさらに高めていきます。 ③みどりが少ない南部市街地では、街路樹が貴重なみどりであるため、伐採ではなく植替えを基本とした計画を行います。 ④宝塚市の街路樹景観の顔となる「シンボル路線」を設定し、重点的に再整備や維持管理を行います。	(旧版 4 4 ページ) 基本方針 2 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成 街路樹は街の景観形成や環境保全等に大きく貢献している。街路樹はみどりの景観を創出し、その緑陰は歩行者に快適な空間を提供する不可欠なものとなっており、上質な街路樹景観を形成していくことは都市の魅力向上に寄与するものである。 ▶街路樹を地域の貴重な財産として、アセットマネジメントの考え方に基づき、良好な街路空間の形成をはかる。 ▶みどりが少ない南部の平野部では、街路樹が貴重なみどりであるため、伐採ではなく植替えを念頭に計画を行う。 ▶宝塚市の街路樹景観の顔となる「シンボル路線」を設定し、重点的に再整備や維持管理を行う。

新旧対応表No.44～No.45

資料 4 -1

NO.	新ページ 番号	新	旧
44	43	(4-1-3) 施策4 市民コミュニティ醸成 ■現状 アンケート調査結果から、街路樹管理に対する市民協働意欲が低いことがわかりましたが、今後も良好な都市環境を維持・向上を図るためには市民の協力が不可欠であり、市民協働意識を高めていく必要があります。 ■施策の内容 ▶住民参加による低木管理や清掃作業（道路アドプト）を推進します。 ▶住民参加（緑化団体等）による街路樹植樹柵内の花修景を推進します。 ▶市民花壇等で活動している団体の情報発信や支援を行い、活動団体の増加をはかります。 ▶市民花壇や街路樹管理における協働のルールを作り「みどり」を通した住民相互のコミュニティ醸成をはかります。	(旧版 46ページ) 基本方針 5 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 現在、本市で活動する市民や企業により構成される道路アドプトは14団体、市内の公園や街路で緑化活動を行っている緑化団体は119団体となっており、みどりの管理を地域が担ってもらうことで、地域コミュニティの醸成が図られ、緑化への愛着がうまれている。 しかし、こうした活動が高齢化による担い手不足が顕著となってきている。また、市民花壇や街路樹への市民参加は、道路管理課、公園河川課がそれぞれの要綱で運営しており、統一されたルールが示されていないことがボランティア活動参加への障壁となっていると考えられるため、協働のルール作りを行う必要がある。 ▶市民花壇等で活動している団体の情報発信や支援を行い、活動団体の増加を図る。 ▶市民花壇や街路植樹における協働のルールを作り「みどり」を通した住民相互のコミュニティ醸成を図る。
45	43	(4-1-3) 施策5 効果的な維持管理の実施 ■現状 現状では限られた予算の中で街路樹維持管理を行っていますが、植栽された樹木の生長に伴い管理費の執行が限界に近づいており、植栽数量の総量規制が必要となっています。 ■施策の内容 ①街路樹維持の包括管理（3～5年契約による中～長期計画）導入を進めます。 ②高木が植栽されている単独柵の低木については撤去を検討し総量規制をはかります。 ③低木の連続柵においても、周囲の状況を勘案し、必要性が低い場合は伐採を検討し総量規制をはかります。 ④みどりが多い山麓市街地は周囲の状況を勘案し、伐採等を検討し総量規制をはかります。	(旧版 45ページ) 基本方針 3 効果的な維持管理の実施 街路樹の維持管理に関して、適切な管理を行うための予算が年々減少してきており、現在の維持管理を継続して行うことが困難になってきている。また、現在の発注体系では年度ごとに異なる業者が剪定作業を請け負っており、計画的な街路樹管理（街路樹を育てること、生長による樹形を予測した剪定など）が出来ていない状況にある。今後、市職員が減少していく中、より効果的な維持管理手法を導入していく必要がある。 ▶街路樹剪定作業の包括管理（3～5年契約による中～長期計画）導入を進める。 ▶街路樹の現況を検証し植栽管理数（高木・低木）の最適化をはかる。 ▶高木が植栽されている単独柵の低木については撤去を検討する。 ▶低木の連続柵においても、周囲の状況を勘案し、必要性が低い場合は伐採を検討する。 ▶みどりが多い山麓部については周囲の状況を勘案し、伐採等を検討する。

「街路樹管理計画」 （第 5 ～ 6 章素案）

5－1 有効歩道幅員別整備基準

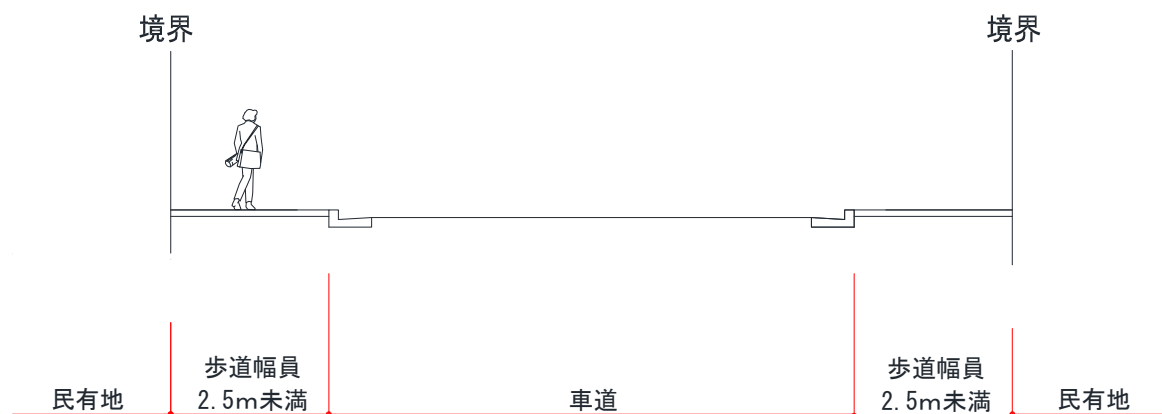
道路構造令や道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、車椅子が歩道内で円滑にすれ違ふことが可能である幅員として、歩道有効幅員2.0m以上を確保することを基準とし、整備区分をA～Dに設定し、道路特性等を考慮して整備を進めて行きます。

今後の再整備計画において区分B、C、Dでは、公園区計画並びに沿道の用途地域に応じて、各植栽の配置、縦断植栽間隔、樹種選定等に配慮します。

整備区分	歩道幅員 (歩道有効幅員2.0m以上)	植樹柵		植栽		
		単独	連続	高木	小高木	中低木類
A	2.5m未満	×	×	×	×	×
B	2.5m以上3.0m未満	◎	×	×	○	×
C	3.0m以上3.5m未満	◎	○	×	○	○
D	3.5m以上	○	◎	○	○	○

区分 A（歩道幅員2.5m未満）

歩道幅員が2.5m未満の路線は、適正な植樹柵の確保が困難、または通行者の通行幅員の確保が困難であることから、道路緑化を行いません。（必要に応じ、幅員が部分的に広がる箇所には地被類など、通行上支障のない範囲で効果的な植栽を検討します）



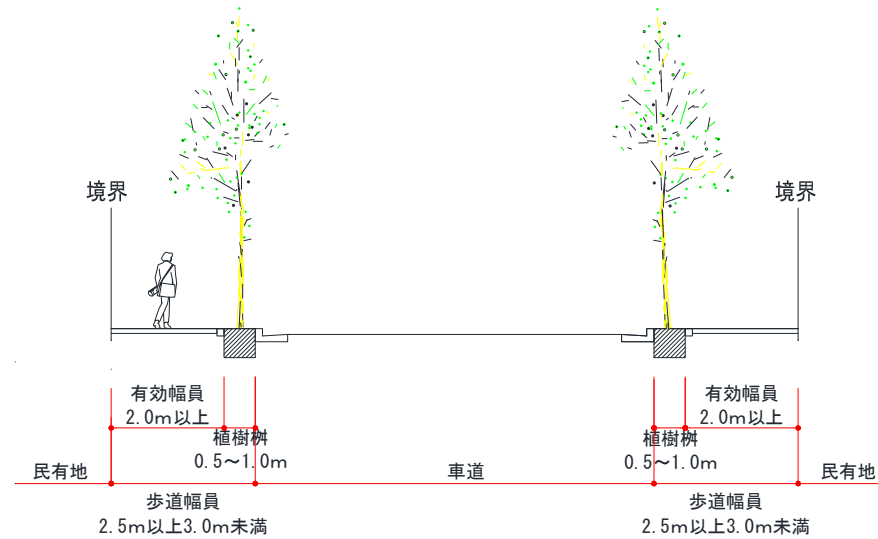
断面図

5 整備基準

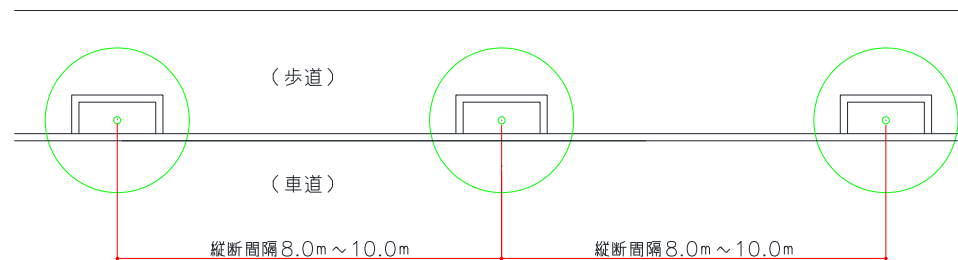
資料 4 -2

区分 B（歩道幅員2.5m以上3.0m未満）

歩道幅員が2.5m以上3.0m未満の路線は、基本的に植樹桝を単独桝にして小高木を植栽します。



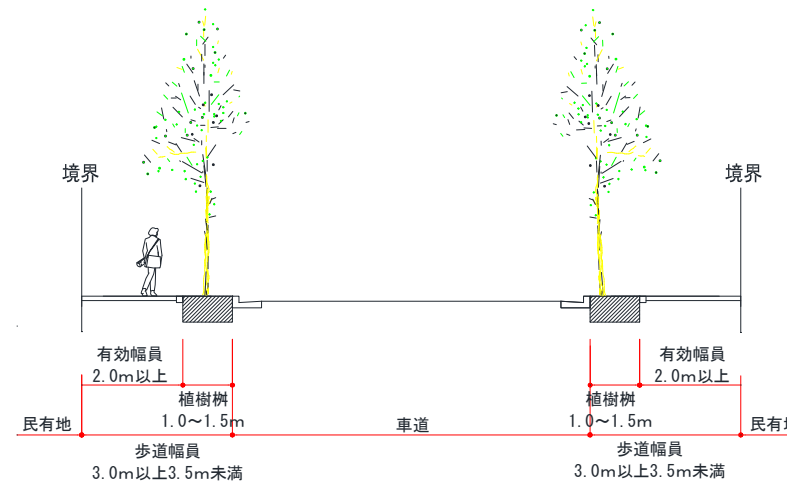
断面図



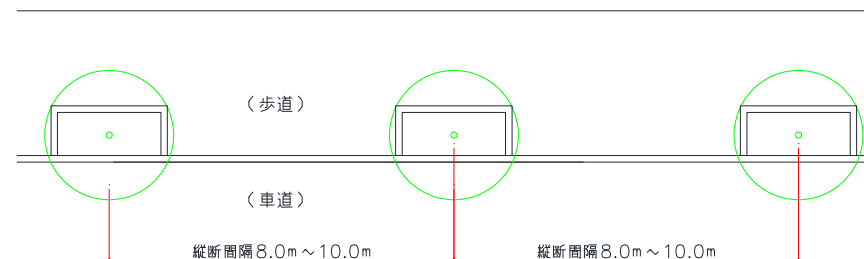
平面図

区分 C（歩道幅員3.0m以上3.5m未満）

歩道幅員が3.0m以上3.5m未満の路線は、基本的に植樹桝は単独桝で小高木を植栽します。必要に応じ連続桝にして小高木と合わせて中低木を植栽します。



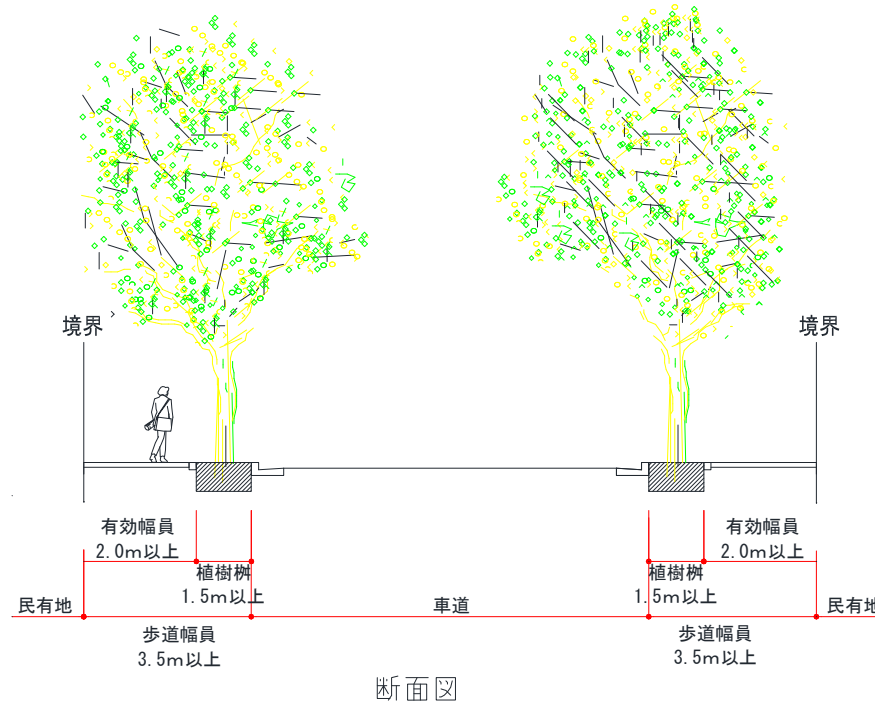
断面図



平面図

区分 D (歩道幅員 3.5m以上)

歩道幅員が3.5m以上の路線は、基本的に植樹帯を単独帯もしくは連続帯にして、小高木もしくは高木を植栽します。特に必要がある場合は連続帯に高木等と合わせて中低木を植栽します。



5－2 植栽位置・植栽間隔

5－2－1 緑の重複による生育・景観阻害の解消

山の緑と街路樹が競合し街路樹の存在自体が重なり、日陰により生育不良になっている箇所や、公園の緑と重複する箇所も同様の症状が発生するなど、緑の重複箇所は競合する緑同士の整理が必要な状況となっており、街路樹の廃止を含めて検討する必要があります。



自然の緑との重複（山麓市街地）

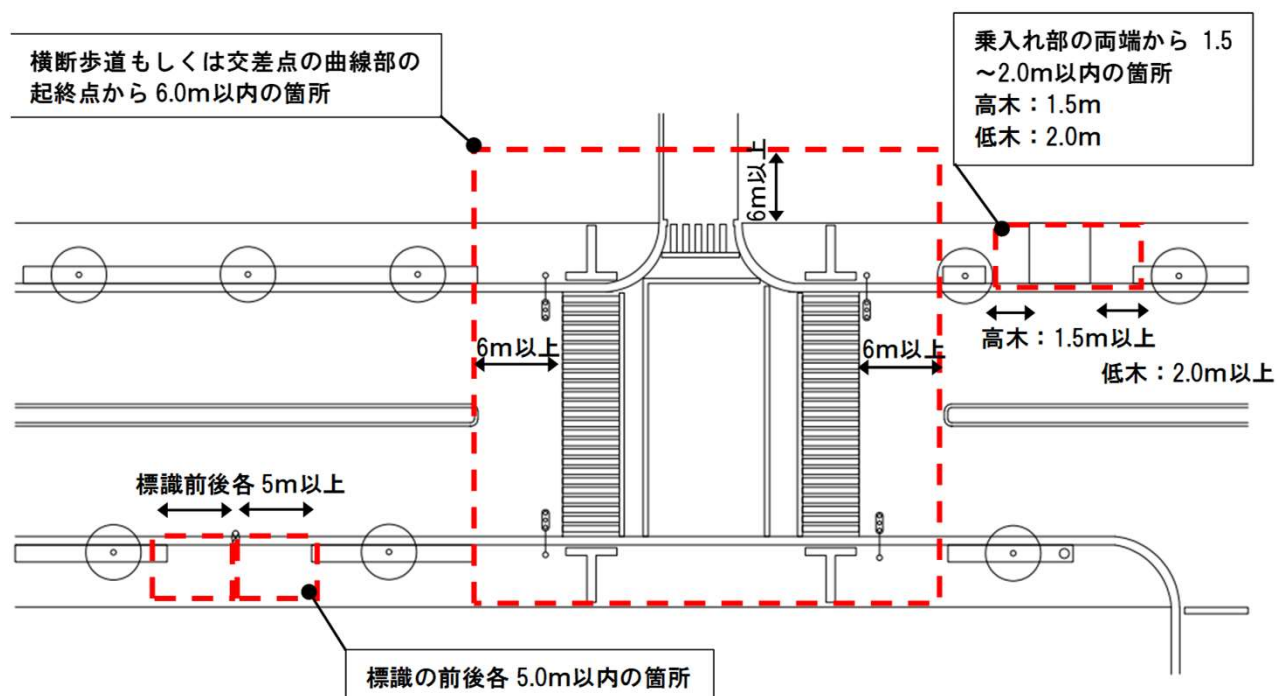


公園の緑との重複（南部市街地）

5 - 2 - 2 一般部・交差点部の植栽配置制限

【植栽制限箇所】

- ① 横断歩道のある交差点部付近は、横断する通行者と車両運転手の双方の良好な視距確保の為、原則、横断歩道から6.0m以上離して植栽します。
- ② 街路灯や標識は、著しくその機能を阻害していることが確認できる場合において、基本的に樹木の中心から5.0m以上の離隔（道路標識設置基準）を設けて植栽します。
- ③ 歩道の切り下げ部は、利用者の見通しが著しく悪いことを確認できる場合、切り下げ部両端から高木は1.5m以上、低木は2.0m以上の離隔を設けて植栽します。



5-2-3 現状で道路施設と競合する街路樹

信号機や道路標識などの交通安全施設、横断防止柵や街路灯などの道路管理施設等と競合している他、建築限界を侵す等、本来の樹形を維持できない箇所の街路樹は、各施設管理者と協議を行い必要に応じて伐採等の処置を行います。



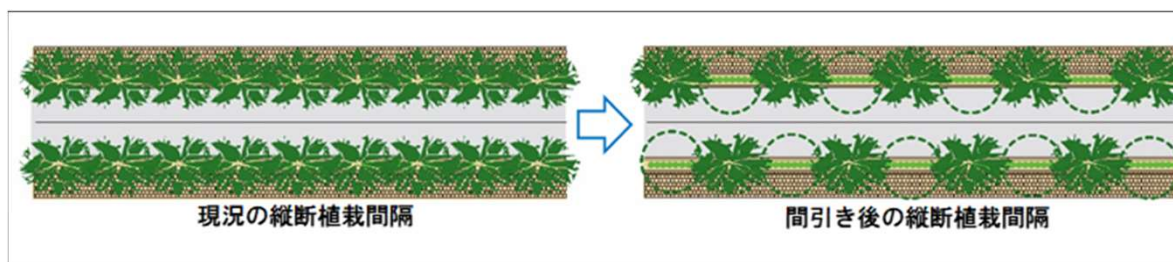
①市道2828号線



⑤市道逆瀬川米谷線

5－2－4 過密化した街路樹

植栽間隔が狭い箇所は枝葉が重なり合うことで光合成を妨げ、将来的な樹勢不良につながるため、適宜間引きを行い、残す街路樹は必要に応じて樹形の作り直しを行います。



5－2－5 補植や選択的伐採・樹種転換

老木化や生育障害等により枯損したものや、伐採が必要と判断された街路樹は、通行の安全性を再優先し、速やかに伐採を行います。

路線全体が生育不良になっている場合は新規樹種への更新を検討する等、健全で美しい並木の形成が可能となるよう整備します。



③43561号線（路線全体でコブシ生育不良）

5－3 適切な樹種選定

5－3－1 道路緑化樹木の現状把握

近畿地方における高木種と中低木種の上位10 種を見ると、高木種として、ケヤキ、クスノキ、イチョウ、サクラ類、トウカエデが上位5 種を占めています。小高木種では、ハナミズキが最も多く、クロガネモチ、サルスベリ類、キンモクセイ、ホルトノキが見られます。中低木種はツツジ類、シャリンバイ類、アベリア類が多く植栽されています。

5－3－2 街路樹における倒伏・落枝状況

被害樹種から見た樹種選定の注意点：ハナミズキとサルスベリは倒木リスクが伴います。

5－3－3 生物多様性に悪影響を及ぼす樹種

これまで公園、街路樹、庭木などとして一般的に植栽されてきた樹種を宝塚市動植物ブラックリストより抽出し、これらの樹種は街路樹として植栽しません。

5－3－4 本市の街路樹に適した樹種

樹種については、地域毎の生育環境や道路植栽状況により違いがあり、これにより樹種の特徴も多種多様に発揮されることから、路線毎に最適な樹種選定を検討します。

5 - 3 - 5 高木候補樹種

[常緑小高木]

常緑樹
小高木

ミヤマガンショウ
Michelia maudiae Dunn
モクレン科



中国原産。葉は楕円形で葉先が尖っている。2～3月頃に白い花を咲かせる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				さし木							
	移植							実			
	施肥							植付			
	つぎ木						葉取				
				剪定					剪定		

常緑樹
小高木

ホルトノキ
Elaeocarpus Sylvestris var. *ellipticus*
ホルトノキ科



杯形にまとまり、整った樹形。葉は濃緑色。春～夏に古い葉が紅色に色付いて落葉する。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	実生										
				花							
	施肥						移植		実		
	移植								施肥		
	施肥							整枝			

[落葉小高木]

落葉樹
小高木

トウカエデ 花散里
Acer buergerianum
カエデ科



直幹で比較的整った樹形になる。葉は浅く3裂し、ほぼ三角状。秋に紅葉。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		花	さし木					実	実生		
			移植						移植		
			施肥						施肥		
		手入れ	剪定					手入れ			

落葉樹
小高木

ハクウンボク
Styrax obassia
エゴノキ科



濃緑色で丸みのある大きな葉が目立つ。5～6月頃、白い花が房状になって枝先に垂れ下がる。9～10月頃、房状に実が付く。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		さし木						実生			
		実生						実	実生		
		花							移植		
		移植							施肥		
		施肥						手入れ			

[落葉高木]

北米原産、葉がモミジのように5裂から7裂するのが特徴で、
空きの寒暖の差が大きい地方では紅葉が美しい

5 - 3 - 6 低木候補樹種

[常緑低木]

ホソバシャリンバイ



オタフクナンテン



トキワマンサク黒美人



マホニアコンフューサ



5 整備基準

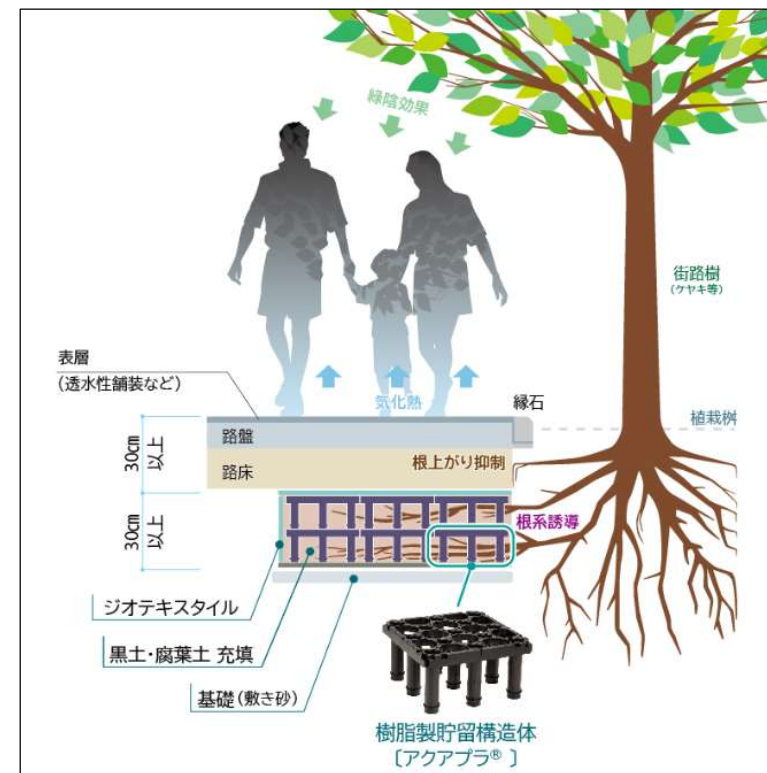
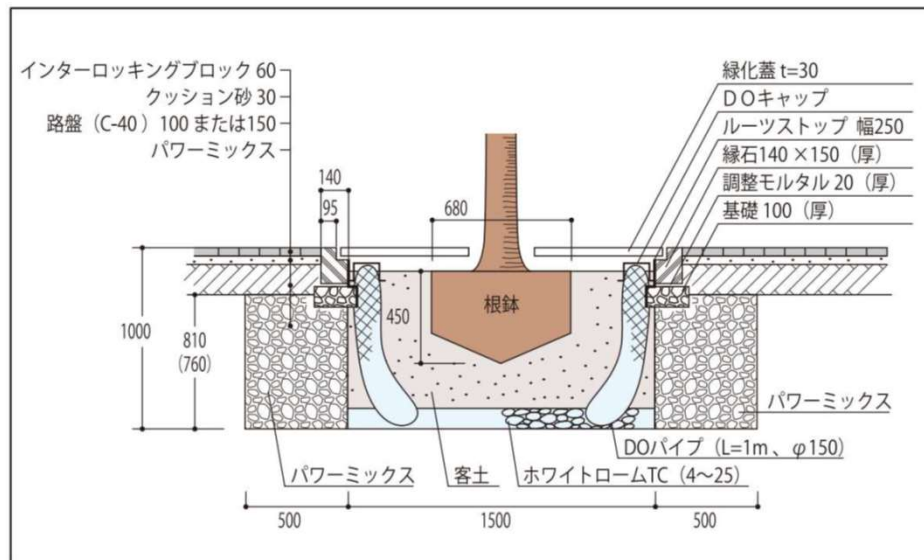
資料 4 -2

5 - 4 植栽基盤整備

5 - 4 - 2 根上り対策（植栽耐圧基盤）

全国各地の街路樹で問題となっている根上り対策に効果がある工法として、植栽耐圧基盤があり、この工法は横浜市道路局発注工事において「根系誘導耐圧基盤工」（左図）として工事特記仕様書に採用されています。

近年は樹脂製貯留構造体（右図）による新製品も流通し始めています。



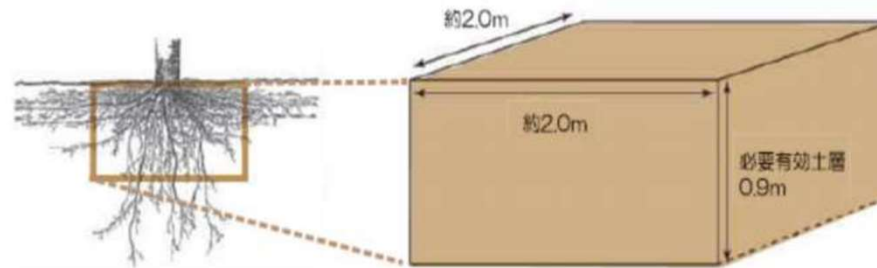
5 - 4 - 3 植栽基盤の容量（植栽耐圧基盤）

先行事例として国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所の街路樹管理マニュアルに現実的な仕様が示されていたので、下図に示します。

2) 更新時の基盤（広がり・深さ）の確保

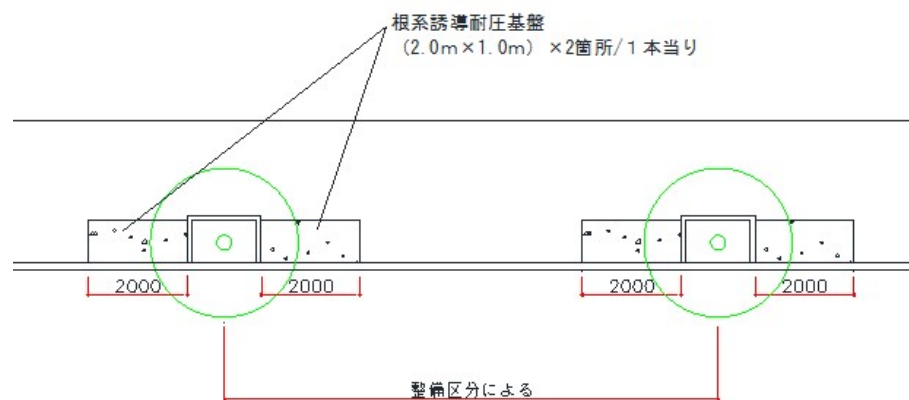
生育基盤が確保可能な箇所では以下に留意し、できるだけ確保する。

- 有効土層厚は概ね 0.9m を確保。
- 水分や養分を吸収する細根（吸収根）の多くは根株より 1.2m 程度の範囲に分布することから、横断・縦断方向とも 2.0m の範囲を土壤改良する。

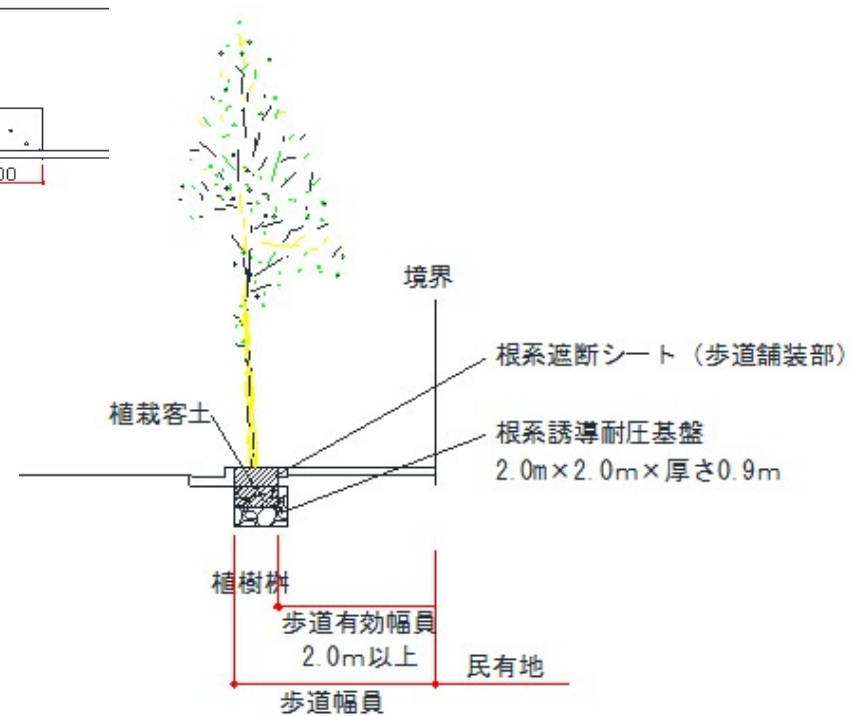


図〇〇〇図

歩道縦断方向耐圧基盤施工（案）



平面図

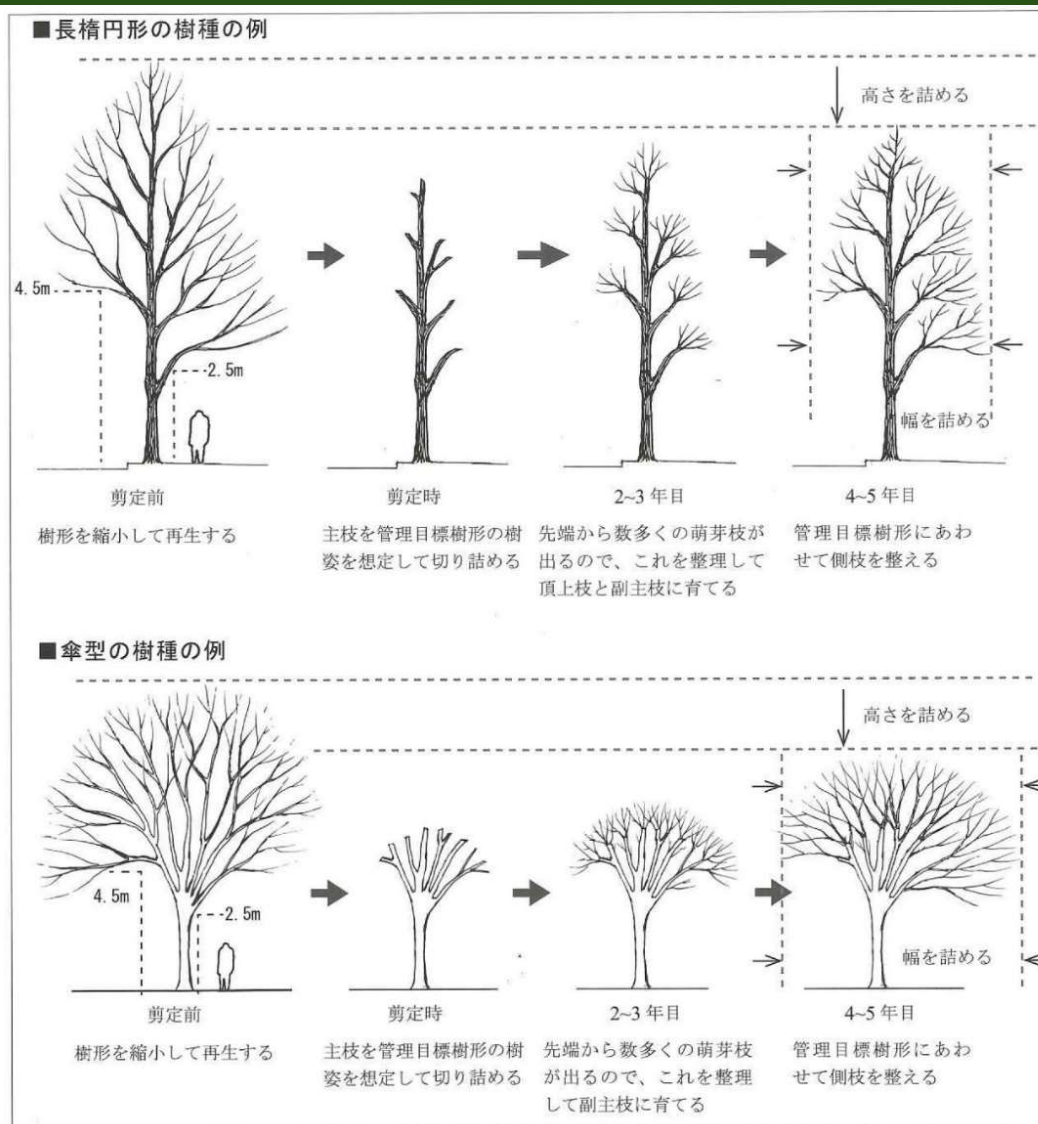


断面図

6 維持管理基準

6 - 1 目標樹形の設定

街路樹を維持管理するにあたっては、目標樹形を定めることが重要であり、沿道の土地利用や歩道幅員、樹種によって異なる自然樹形を考慮した最大樹高と最大枝張りの目安を設定し、周辺環境に応じた樹形バランスを保つ剪定管理が必要となります。建築限界を考慮し、各路線に応じた剪定管理を行います。また、今後再整備を行う路線については、道路空間にみあった樹種（生長量等）を選定し、目標樹形を維持するための剪定管理を行います。



6 維持管理基準

6-2 市民協働による維持管理

住民、企業それぞれの参加を促すためのインセンティブを検討しました。

6-2-1 市民（緑化団体）

住民の参加意欲の高まりは、街路樹路線の計画段階からの参加、例えば樹種選定に携わることなどにより愛着を持ってもらうこと、成果を目に見える形で実現すること。樹名札を適切に設置して情報発信を行うことで、学習効果が得られることも期待できます。高木剪定等危険な作業は市の直営または委託業者が実施します。

6-2-2 企業（道路アドプト）

四季折々の草花を身近に楽しめ、歩いて楽しい緑と花いっぱいのまちづくりを推進するため、主に街路樹路線に事業所等を置く企業や団体から協賛金を募り、花苗の購入費に充当するほか、植替え作業や日常管理に参加することもでき、その対価として協賛企業や団体の名称等を現地に掲示し市民に対し企業や団体等の社会貢献活動を情報発信します。SDGs や OECM といった取り組みへの参加意欲を持つ企業が増えてきています。

宝塚市が現在実施している道路アドプト

宝塚市では表2-2に掲げた街路樹の維持管理の他に、次の役割を実施しています。

【道路アドプト活動内容】

道路の清掃、除草・草刈り、街路樹及び植栽の管理、点検及び異常個所の報告、生活道路の簡易補修

【宝塚市の役割】

手袋・ゴミ袋等の支給、清掃活動で出たごみの回収、生活道路の簡易補修材料等の支給

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の修正
- ⑤ 開発協力金制度の進捗
- ⑥ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認

④ 都市計画公園見直しガイドライン素案 の修正

資料 1、5

1) ガイドライン素案にもとづく検証の試行

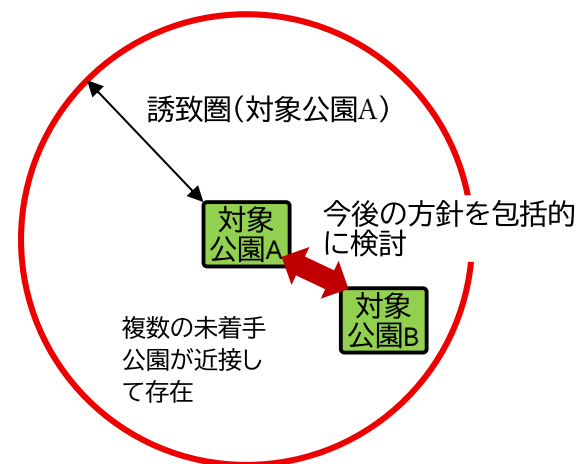
- ガイドライン素案にもとづく、検証の試行を進めている。
- 検証の試行では、身近な公園の必要性、代替性の検証を実施しているが、現行の素案にもとづく評価では、**「必要性が高い」かつ「代替性が低い」とみなされるのは全23箇所中2箇所**にとどまる。
- 周辺に未着手公園がある場合には、当該公園の整備方針や進捗が互いに影響し合う可能性があるため、包括的な検討が重要である。

身近な公園の検証試行状況

検証の視点	判定	試行状況
ア) 必要性の検証	必要性が高い	全 23箇所中2箇所 で該当
イ) 代替性の検証	代替性が低い	全 2箇所中2箇所 で該当 (全公園23箇所中では7箇所で該当)
ウ) 実現性の検証	実現性が低い	(現在、試行に向けた準備中)

⇒現行素案の基準では、今後の実現性の検証試行によっては、整備推進と判定される箇所が相当少なくなる可能性がある。

周辺に未着手公園がある場合の考え方

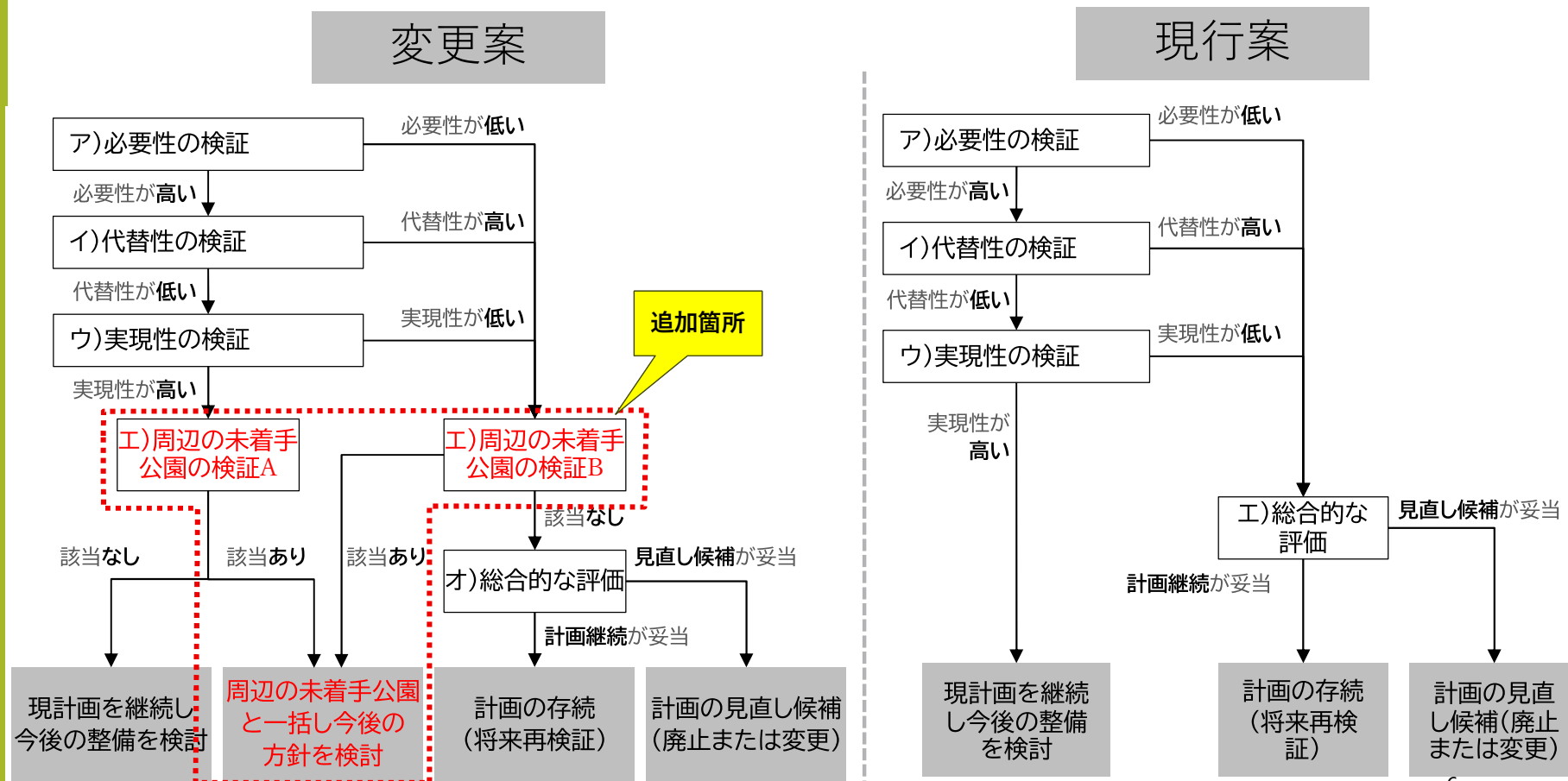


2) 修正の方向性

- 今後の試行を踏まえ、ガイドラインの検証方法について見直しを行うことが見込まれる。

(1) 検証フローの見直し

検証フローに、「周辺に未着手公園が複数ある場合」の検証を追加する。



(2) 検証項目の見直し

ア) 必要性の検証 **見直し**

3.地域の公園整備状況について、評価の基準値を変更。

評価項目	見直し方針
3.地域の公園整備状況	公園区の一人当り公園面積の基準値を5㎡未満に変更。 (現行は1㎡未満)

イ) 代替性の検証 **見直し**

1.上位計画の機能の代替および3.誘致圏の代替について評価項目を削除し、2.機能の代替について、機能別の代替施設の有無や施設規模による評価に変更。

評価項目	見直し方針
1.上位計画の機能の代替	評価項目の削除 (上位計画に位置づけのある対象施設や具体的な機能が限られていて、評価実施が困難)
2.機能の代替	機能別の代替施設の有無や施設規模による検証に変更する。 (現行は代替施設の有無による検証)
3.誘致圏の代替	評価項目の削除 (代替施設の誘致圏設定の困難)

■ 参考～機能の代替に関する評価～

評価の条件

「代替性が高い」とする条件の考え方

環境保全機能を有する誘致圏内の代替施設の面積
 $\geq$ 当該公園の計画決定面積

景観形成機能を有する誘致圏内の代替施設の面積
 $\geq$ 当該公園の計画決定面積

防災機能を有する誘致圏内の代替施設の面積
 $\geq$ 当該公園の計画決定面積

レクリエーション機能を有する誘致圏内の代替施設の面積
 $\geq$ 当該公園の計画決定面積

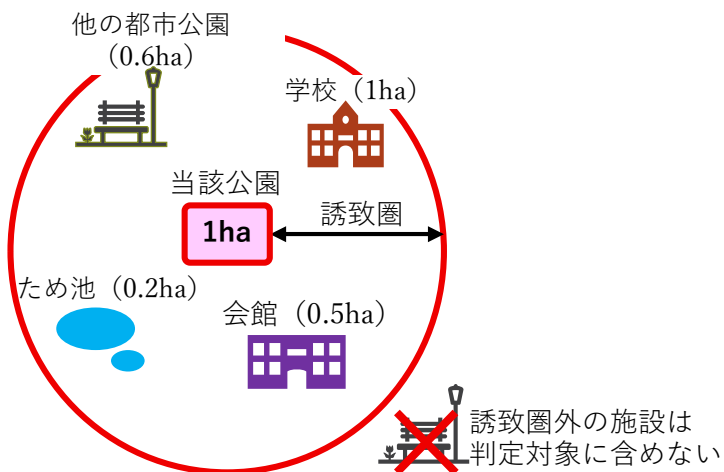
いずれも
該当

検証対象とする代替施設の種類と有する機能

分類	環境保全	景観形成	防災	レクリエーション
都市公園	○	○	○	○
広場・緑地	各施設の特性による			
生産緑地	○	○		
ため池	○	○		
会館等			○	○
学校（幼稚園除く）			○	
保育所・幼稚園			○	
社寺	○	○		
その他施設	各施設の特性による			

検証イメージ

計画決定面積1haの当該公園の誘致圏内に、他の都市公園、学校、ため池、会館等がある場合



各機能の代替性の検証

単位：ha

代替施設	各施設の機能別面積			
	環境保全	景観形成	防災	レクリエーション
都市公園	0.6	0.6	0.6	0.6
学校			1	
ため池	0.2	0.2		
会館等			0.5	0.5
合計	0.8	0.8	2.1	1.1
判定 (当該公園面積1ha)	× 計画面積(1ha)を下回る	× 計画面積(1ha)を下回る	○ 計画面積(1ha)を上回る	○ 計画面積(1ha)を上回る
代替性を有するのは、防災、レクリエーションの2機能であるため、評価点0（代替性が低い）				

ウ) 実現性の検証 **見直し**

2.取得コストの規模の評価基準について、コスト評価に代え、計画地の土地所有状況に変更。

評価項目	見直し方針
2. 取得コストの規模	・取得コストの評価は、今後の財政状況に左右されるうえ、金額による絶対評価ではなく、事業効果に対する相対評価とすべき。 ・そのため、コスト評価に代え、計画地の土地所有状況（※下記）を評価基準とする。 ※当該公園の計画地は、単一か ごく少数の地権者によって所有されている。 等

エ) 周辺の未着手公園の検証 **追加**

新たな評価項目として「周辺の未着手公園の有無」を追加し、当該公園の誘致圏内におけるほかの未着手公園の有無を検証。

評価項目	概要	評価点
周辺の未着手公園の有無	当該公園の誘致圏内に、未着手の都市計画公園が存在する。	当てはまれば1点
		評価点が1点で該当あり

⑤ 開発協力金制度の進捗

資料 1

ア) これまでの経緯と今後の予定

【これまでの経緯】

- 令和7年11月11日 第三回審議会
⇒①開発提供公園のあり方検討の背景、②基本的な考え方、③具体的な方策の案について報告

【進捗状況】

- 法制担当課と協議
開発協力金制度の創設について協議し、法的な課題については概ね解決。
（負担金を開発地に還元する仕組み、都市計画法施行令第25条第6項ただし書きの公園整備が不要な場合の整理など）

⇒正式な条例案や協力金の運用面などの調整を行っている。

【今後の予定】

令和7年7月頃：条例案の作成及び関係課との調整完了予定
令和7年9月上旬：議会資料の提出
令和7年12月：議会
令和8年4月1日：施行

② シビックゾーン魅力向上に向けた サウンディング実施方針等の確認

資料 1

※「サウンディング」とは、市場の反応を事前に調査する手法を意味します。

本事業では、市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積している市役所を中心とする一体の施設整備・運営について民間事業者の参入を求める場合、事業者側の事業成立に関する考えや事業内容の提案などを確認する調査を意図しています。

ア) 実施状況

①実施スケジュール

日程	内容
令和7年3月21日(金)	実施要領の公表 終了
令和7年4月25日(金)	事前説明会の参加申込み期限 終了
令和7年5月12日(月)	事前説明会の開催 終了
令和7年5月23日(金)	サウンディングに関する質問提出期限 終了
令和7年6月6日(金)	上記質問への回答（市HPに一括して掲載予定） 終了
令和7年6月20日(金) ～6月27日(金)	エントリーシート・提案書提出期間 終了
令和7年7月14日(月) ～7月31日(木)	サウンディング（個別対話）の実施
令和7年8月下旬ごろ	サウンディング結果概要の公表（予定）

②広報

実施について宝塚市HPで情報を掲載した。

また、広く事業者に参加してもらうため、以下の広報先に情報提供を行った。

- ・ 宝塚市記者クラブ
- ・ 兵庫県政記者クラブ
- ・ 神戸経済記者クラブ
- ・ 大阪経済記者クラブ
- ・ 宝塚商工会議所
- ・ 令和4年度 シビックゾーンサウンディング参加事業者（個別）
- ・ 令和6年度 包括施設管理業務委託サウンディング参加事業者（個別）
- ・ 包括連携協定締結企業
- ・ クリーンセンター関係の事業者
- ・ 施設マネジメント課 委託事業者
- ・ 各施設所管課の関係先
- ・ 現行の各施設委託業者に連絡
- ・ Park-PFI推進支援ネットワーク（日本公園緑地協会）
- ・ 日本PFI・PPP協会
- ・ 建設コンサルタント協会
- ・ 株式会社日刊建設通信新聞社

イ) 説明会の開催状況

- 開催日時 5月12日(月)13:00～
- 開催内容 中央公民館にて説明。その後各施設
- 参加事業者数 18事業者、44人

ウ) エントリーシートの提出状況

提案者の概要及び提案内容の概要を記入する「エントリーシート」、具体的な内容を示す「提案書」の提出を募集

- 提出期間 6月20日(金)～6月27日(金)
- 提出事業者数 ●事業者

※資料送付時点では未確定であるため、審議会当日に提案事業者数について報告いたします。

説明資料は以上です。
ご清聴ありがとうございました。